

午前十時 二分 開会

○議長（清成宣明君） ただいまから、継続市議会定例会を開会いたします。

会議に先立ち、昨日の一般質問において、九番黒木愛一郎君から、本人の発現中不適切発言があり、取り消したい旨の申し出がありましたので、後刻会議録を調整の上、議長においてこれを削除いたします。

なお、十七番高橋美智子議員から、都合により一般質問の通告を取り下げたい旨の申し出がありましたので、御了承願います。

本日の議事は、お手元に配付いたしております議事日程第四号により行います。

日程第一により、昨日に引き続き一般質問を行います。

通告の順序により、発言を許可いたします。

○七番（猿渡久子君） 日本共産党の猿渡久子です。私は、これまでも働く女性の視点、子育てをする母親の視点を生かして市政に反映させたいと取り組んでまいりました。福祉の現場で働いてきた経験を生かして、特に教育の分野や福祉の分野に力を入れてまいりましたけれども、これから、さらに幅広い分野も勉強させていただいて、皆さん方の御指導をいただきながら、市民の皆さんのお役に立てるよう頑張りたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

では、質問の通告の順に従いまして質問させていただきます。

児童福祉、保育行政の充実をという問題で、まず一番に、児童館・児童センター、子育て支援センターの拡充をという問題を挙げておりますけれども、この問題は私は一期目を当選させていただいた当初より繰り返し繰り返し求めてまいりまして、子育て支援センターどれみ、それに続いて四月にわらべがオープンをして、職員体制の充実も求めてきましたけれども、今年度から正職員もふやしていただいで充実をしていただきました。本当にありがとうございます。

別府市児童館や支援センターどれみ、わらべが大変好評で、児童館はオープンから七年経過をしたわけですがけれども、オープンした当時に小学校の五、六年生だった子供さんが、もう今は高校生になっていて、当初からずっと児童館に勤めていらっしゃる厚生員の先生もいらっしゃるの、高校生になった子のおばあちゃんが、高校に入学したときにわざわざあいさつに見えて、「ここの児童館のおかげで、この子はこんなに大きくなりました。ありがとうございました」というふうにあいさつに見えたとか、「先生、僕たちも来れる児童館にして」というふうな高校生の子供さんが言って、行事のときなんかボランティアに来て、もうどこに何があるとか、これはどこに片づけるとかというのが全部わかっているから、本当に助かったんだわというふうなお話も職員の方から伺っております。四月にオープンしたばかりの子育て支援センターわらべも、一日に四十組ほどの親子が来館をしているというふう聞いておりますし、七月から始まります育児サークルにすでに百人

余りの申込みがあるというふうにも伺っております。どれみの方でも今後、出前保育とい
いますか、公園に出向いての保育を始めるということで、職員の皆さんも大変に頑張っ
ていただいて、感謝をいたしております。

私は議員になる前から、仲間のお母さんたちと「子供のお城・児童館をつくる会」とい
うのをつくって運動をして、全小学校区に児童館をつくってください、子供たちが歩いて
いける範囲につくってくださいという署名を八千筆、別府市に提出をしてきたという経過
もあります。そこで、この児童館、子育て支援センターの問題、昨年度は毎回質問をした
ような経過がありますけれども、これまでの議会の経過の説明では、平成十六年度に建設
をするというふうに何度も答弁をいただいておりますけれども、今度の議会でも予算が計上
されていないのですが、十六年度に建設するというのであれば、場所も含めて詳細なこ
とがもう決まっていかなければ実現が難しいと思いますので、その点どこまで進んでいる
のか。予定としての場所と建設予定の施設、私はファミリーサポートセンター、働くお母
さんが出張や残業などのときに保育園にお迎えに行ってくれたり、子供さんを預かってく
れたりするファミリーサポートセンターも必要ではないかというふうなことも質問してま
いりましたけれども、その施設と内容を説明してください。

○児童家庭課長（阿南俊晴君） お答えいたします。

十六年度の建設ということで、これまで御答弁をさせていただいております。この計画
につきましては、私ども、十三年度に策定をいたしました公立・市立保育所の再編計画、
これは現在、委託園を含めて十一園ある保育所を平成十九年度をめどに三園程度にする
という計画でございます。そういう中で私どもも南部、北部地域、また西部地域の三カ所に
保育所を含めた拠点施設を設置するという計画でございます。また南部につきましては、
今、議員さんからお話しありましたように、中央保育所を含め児童館、子育て支援セン
ターがございます。また北部につきましても、内蔵保育所内に今子育て支援センターを設
置いたしております。そういうことから私どもは、平成十六年には西部地域を考えておりま
す。西部地域におきましては、扇山、鶴見校区また隣接する南立石校区、そういう人口ま
た児童数等を勘案する中で現在計画を進めているところでございます。

そういう中で場所という話がございましたが、これまで私ども適正な場所、施設に合っ
た場所を探したわけでございますが、現在、荘園町にあります厚生労働省の所有地であり
ます西別府病院を最適地として私どもは交渉いたしております。病院側、また国等の理解
そしてまた協力もいただく中で、ここに私ども、将来を見越す中で別府市の子育て支援の
核になる施設、こういうものを考えております。設置する施設の内容といたしましては、
現在、その当該地の西側に鶴見保育所がございますが、これを移転します。現在、また今
後とも見込まれる需要でありますゼロ歳児保育、乳児保育の拡充、それから隣接する西別
府病院は障害児の専門医でございます。障害児の受け入れ枠をした、またそれに併設し子

育て支援センター、三カ所目でございますが、行政としてそれを位置づけております。また、児童館等につきましても併設をし、中には中学生まで来れる、児童健全育成も含めて総合的な子育て支援の施設を設置したいということで現在進めております。ファミリーサポートセンター等もお話しございまして、その中に取り込む予定を今しておりますし、民間ではなかなか採算の合わない一時保育、こういう部分も取り入れて、別府市の一番中心となる、核になる施設にしたいという考えでございます。

今後につきましては、現在、用地も交渉中でございますので、この条件整備が整えば、また議会の調査会等を開催していただく中で御報告また御提言をいただければと思っておりますし、地域の近隣の方々、そしてまた保護者の方々にも御説明申し上げ、次回の議会の方で御提案をさせていただきたいと考えております。

○七番（猿渡久子君） 保育所と児童センターと子育て支援センター、ファミリーサポートセンターなどを併設したものと、一時保育や障害児保育なども多様な保育を取り入れて子育ての核になる施設にというふうな答弁で、大変前向きに取り組んでいただいて、場所の交渉なども大変御苦労されて、この場所で六カ所目というふうにお聞きをしておりますけれども、大変な御努力されてここまで前向きに取り組んでいただきましたことにお礼を申し上げます。ありがとうございます。

時期ですけれども、十六年度に建設ということでしょうか。

○児童家庭課長（阿南俊晴君） お答えいたします。

これは先ほど申しましたように、条件が整えばということでもございますし、これまで民営化計画、民間移管の問題で来年度から三園を民間に移管するという、昨年の三月議会で条例の一部改正もいただいております。こうしたことから、当然私ども、延べ九回の保護者説明会を開催いたしております。その中でもこの旨を保護者の方にお話をし、理解をいただいていると思っております。そういうことから、これまで十三年度から、県とも十六年度の国の補助事業として位置づけるという話もずっとこれまでの経過もございまして、職員組合等も含める中でこれまで協議した経過がございますので、十六年度建設に向けて実施してまいりたいと考えております。

○七番（猿渡久子君） ということは、オープンの時期はいつを考えているのか。先ほど、民間移管の保護者説明会の話がありましたけれども、私もその保護者説明会に参加をさせていただきましてけれども、保護者の方から、その移管に関して不安も多々あるけれども、児童館等を充実していただきたいという要望がその中でも出ていましたので、ぜひ十六年度建設に向けて頑張りたいと思っておりますが、オープンの時期を教えてください。

○児童家庭課長（阿南俊晴君） お答えいたします。

オープンの時期ということでございますが、この計画どおり進めば、平成十七年四月が開所でございます。

○七番（猿渡久子君） ぜひ頑張っていたきたいと思います。

エンゼルプランに児童館を平成十七年度までに五カ所、子育て支援センターを四カ所というふうに明記されておりますし、三月の議会では、子育て支援センター、できれば中学校区に一つぐらいできると望ましいというふうな答弁もいただいておりますので、今後のさらにふやす方向として、十七年度までということになるとあと二年ありませんので、どのように考えているのか、その点聞かせてください。

○児童家庭課長（阿南俊晴君） お答えいたします。

エンゼルプランにつきましては、今、議員さんがお話をされた計画のとおりでございます。現在、児童館につきましては一カ所でございますが、今年度、光の園ビューティフルスマイルセンターといいます、子供家庭支援センターの二階に児童館が開設、これは民間の力をいただく中で開所いたします。十七年度には先ほど申しました、行政としての設置というふうに考えておりました、支援センターにつきましては、現在二カ所ございますし、三カ所目も十七年度開所と。私どももその必要性を十分認識しておりますので、今後ともその計画に基づいて進めてまいりたいと考えております。

○七番（猿渡久子君） ありがとうございます。

では、児童虐待防止の問題に移ります。

一月十四日に起きた児童虐待の判決が先日ありましたけれども、その後も毎月、県内で大変痛ましい虐待事件が次々に起こっています。相談件数も年々ふえていると聞いていますけれども、これだけ大きな社会問題になっている児童虐待、児童虐待防止法も施行からもうすぐ三年になり、改正も考えているというふうに報道されていますけれども、虐待防止について、その後どのように取り組みを強化したのか。この教訓を大いに生かさなければならぬと思うわけですが、現状を説明してください。

○児童家庭課長（阿南俊晴君） お答えいたします。

児童虐待につきましては、大きな社会問題、これはもう言うまでもございません。全国的にも増加傾向にあるということでございます。平成十三年度におきましては、全国二万四千七百九十二件起きております。国におきまして、平成十四年度の数値はまだ出ておりませんが、新聞報道によれば三万件を超えるという報道もいただいております。県下におきましては、平成十四年度三百四十二件、七十七件の増加ということでございます。別府市におきましては、平成十四年度六十一件、前年度に比較しますと十七件の減少ではございますが、やはり継続的・長期化する相談件数、これが非常に多いという、危機感を持っております。私どもにおきましては、相談員を配置する中で対応しているところでございますが、今、議員さんが言われましたように、一月十四日、別府市で起きたこの事件。先週の月曜日、判決が出ました。私どもも、この事件を風化させることのないよう取り組み等を考えております。本年度の取り組みといたしまして、これまで事後の対応という

ことから事前の対策、こういう部分に重点を置きまして、私ども協議会、また三つのネットワーク会議、これらを十分生かす中で取り組みをしてまいりたいと考えております。また、二月十三日に自治委員の理事会におきまして、町内の子供は町内で見守ってほしいと、そういう体制づくりをお願いしたところ、三月末から四月上旬にかけて、私ども、その集約をしたわけでございます。四十六町内でもうその組織ができております。直ちに検討して設置をしたいというところを含めると七十七町内、約五三%でございますが、こういう町内での見守り体制の組織をつくるというありがたい報告もいただいておりますし、今後引き続いてやはりその町内、まず全市民が、この児童虐待についての認識を持たなければ、なかなかこれは解決しないというふうに思っております。

そういうことで、去る五月二十六日でございますが、別府市の第一回の児童虐待防止協議会、これを開催いたしました。こういう中で委員さんの方から、現在の非常に深刻化するこの虐待問題、これに直ちに対応するのは、やはり中央児童相談所が判断をします。こういう部分で、現在三名のケースワーカーを別府市担当配置をしていただいておりますが、その三名もやはり今、大分市また国東、杵築と、そういうところを兼務でございます。なかなか直ちに判断をするという部分が非常に厳しい状況でございます。そういう中でこの協議会として、知事あてに要望書、ケースワーカーの増員の要望をするということを決めたところでございます。この虐待問題におきましても一緒に、特効薬的なものというのはいりません、これは市民一人一人がやはりその虐待を認識していただくということから、私どもも啓発を含めてそういう取り組みをしてまいりたいと考えております。

○七番（猿渡久子君） 相談員の先生も非常に精力的に前向きに頑張っていると思うのですが、今後、やはりこれだけ相談件数が年々ふえてきますと、相談員の増員とか行政マン、正規職員との連携とか、そういう体制の強化が必要になってくると思います。専門家の方にも御意見を伺ったのですが、主任児童委員さんの役割が非常に大事なので、主任児童委員さんの研修、特に具体的な事例にどう対応するのかという研修を充実しないといけないのではないかと、あるいは子育て支援センターや保育所や幼稚園や学校などの職員、先生方の虐待についての専門性を高めることが必要だと。これは以前も講演会などが行われましたけれども、今後さらにですね。やはりそういう関係する、子供にかかわる職員の皆さんが、日ごろから虐待を意識して仕事をするということが非常に大事だと言っていましたし、児童家庭相談員さんですね、ここの強化も非常に大事になってくるということで、児童相談所の体制強化については、私も以前この議会でも求めたことがありましたので、私たちとしてもさらに求めていきたいと思っておりますけれども、そういう体制の強化の面と、もう一つは連絡体制、PR、啓発の部分の強化が必要だと思っておりますが、この一月十四日の事件も、今三連休がふえていて、その三連休が明けるときに起こりましたよね。やはり夜間や週末、子供たちが家にいるときに虐待が起きるケースが多いと

ということがあると思いますので、そういう週末や夜間にどこに連絡したらいいのか、どこに通報したらいいのか、どこに相談したらいいのかという体制が大事だと思うのですね。市役所の番号に電話をしたら、例えば警備の方が出ますよね。そこからきちんと連絡がとれるようにしておくとか子供家庭支援センターなんかの番号のPRとか、例えば地域の主任児童委員さんが一体どなたなのか、自分の住んでいるところの児童委員さんがどなたなのか、その方の名前と電話番号、この方に何かのときはすぐ連絡してくださいよというふうなことのPRももっと必要だと思いますし、以前私が言いましたように、市のカレンダーとかステッカーとか、そういうすぐ見えるところに電話番号なり、昼間はここに、夜間と休日はこちらにというふうなPRも大事ではないかと。

私、この虐待事件についての新聞報道もずっと読み直してみましたが、気になったのが母親が発覚を恐れて発見がおくれたのではないかなということを感じました。この虐待というのは、いろんな健康状態とか経済状況だとか人間関係だとか、悪い条件が重なるとだれでも起こり得る、どの母親にも、あるいはだれに対してでもはらんでいる問題だと思うのです。特別の問題ではないと思いますので、またそういうケース、訪問をしても罪の意識があるので、ドアを開けてくれないということもありますね。だから、これが発覚すると、自分が虐待を加えているということが発覚すると責められるという意識があって隠してしまおうとする意識がどうしても働いていると思いますので、その辺、事前に相談しやすい体制とか啓発というのも大事ではないかなと思うのです。子育ての悩みはもうみんな同じ、だれでも持っている悩みだから、自分を責めるよりも遠慮なく相談してください、悩みを打ち明けてというふうな呼びかけ・PRが大事ではないかな。どこにでも目につくような看板とかポスターとかでそういうことを啓発していくことも大事ではないかなと思います。そういう課題が多々あるかと思いますが、今後さらに取り組んでいただきたいと思いますがいかがでしょうか。

○児童家庭課長（阿南俊晴君） お答えいたします。

現在、去る一月十四日の事件以降、相談員には携帯電話、二十四時間体制ということで連絡体制をとらせていただいております。そういう中でこういう事件、事件といいますが、こういう通報があるのは平日、日中は余りないわけでございます。夜また休み、休日、この日にあります。携帯電話で相談員が受けますと、すぐ私の方へ報告が来ます。今、各自治委員さん等を初め民生児童委員さんの関係、私どものこのネットワーク的な関係者については、すべてそういう電話、各学校も含めまして二十四時間体制ということで、この携帯電話の番号をしておりますし、市報等でもこの二十四時間体制の電話は掲載をいたしております。また、私どもの窓口、各出張所等におきましても、そういう啓発文、そういう番号、連絡先を入れた支援センターを含めた相談場所のをしてありますが、今、議員さん言われましたように、ポスター等をわかやすいところにとすると、こういう部分も検討さ

せていただきたいと思いますし、やはり相談員が相談を受けても、やはり行政としてそこで判断をするという部署が、部署といいますか、担当者がやはり今必要な状況に来ているのかなという部分も考えております。こういう部分におきましても、また関係課の方と協議をさせていただきたい。

○七番（猿渡久子君） では、次の問題に移ります。市長の退職金の引き下げ、この問題を私は井上市長のときにも二度ほど取り上げたことがあるのですが、市長の退職金が四年間で三千二百五十九万円、四年ごとに市長が受け取っているわけですが、その退職金の率が、大分県下の十一市ほとんどが百分の五十の率に対して、別府市だけが一番高くて百分の七十というふうになっていますので、私たち、四年ごとに退職金をもらうということ自体にまず市民の皆さんも私自身もびっくりするわけですが、せめて他市並みに百分の五十に引き下げるべきではないかということに対して、浜田市長の答弁をいただきたいと思います。これ、課長が答弁を求められても大変困ると思いますので、ぜひ市長の答弁をよろしくお願いいたします。

○助役（大塚利男君） お答えいたします。

自治体の市長の退職金につきましては、一般的に功労的な性格を有するものと解されているところでございます。と申しますのが、市長の場合は一般の職員と違いまして、五時以降も公務があり、また土曜・日曜・祝祭日におきましても休むことができない、そういう状況でございます。特に観光立市を標榜しております別府市の市長の業務は、他の類団都市の市長と比べても、忙しさの点ではトップクラスではないか、そのように私どもは思っております。こういった中で、このような功労的な面を含めて退職金の率が、昭和四十八年以来現行のまま推移いたしまして、歴代の市長に支払われてきたところでございます。また報酬、これは給料等でございますが、これにつきましては、特別職等報酬審議会の中で御審議をいただき、その額を提案させていただき、議会で決定をいただいているところでございますので、退職金の率につきましても、今後必要により報酬審議会の中で御審議をいただきたいと考えております。そのような経緯がございまして、報酬の額並びに退職金の率も決定するわけでございますので、市長みずから退職金の率をどうする、そういったことについては、申し入れをすることは適切でない、そのように考えております。御理解のほどをよろしく申し上げます。

○市長（浜田 博君） お答えをいたします。

議員御質問の市長の退職金の問題でございますが、今、助役の答弁がありましたように、私個人が言及すべきでないということでございますが、市民本位の市政を進めるという立場から、やはり皆様方の御意見を十分に伺っていかなくてはいけないというふうを考えております。

ただ、あわせて、特別職の報酬等についても審議会の場において議論していただくとい

う、そして議会において御審議をいただくということでございますので、その考えでございます。平成十二年度に特別職等の審議会を開催して以降諮問していない状況がわかりましたので、今後開催に向けて十分内部協議をさせていただきたい、このように考えております。

○七番（猿渡久子君） 審議会で決定するので、もちろん御自分お一人では決めることはできないわけですが、この審議会に、引き下げる方向で審議してくれということで、白紙委任ではなくて諮問をすべきだと思いますので、今、行革の中で職員も市民もいろんなところでやはりかなり無理をしたり頑張っている状況がある中で、やはり市長の退職金那他市よりもダントツに高いということは理解が得られないと思いますので、今後ぜひ引き下げの方向で協議をし検討していただきたいと思います。

では、次の問題に移ります。中山間地に福祉バスをということで通告をしておりますけれども、福祉バスと申しますか、郊外の地域における交通手段の確保の問題ですね。コミュニティバスという名前が適切なのかわかりませんが、東山とか隠山とか乙原とか、そういう地域の皆さん方から、交通手段が非常に不便で、病院に行くにも買い物に行くにもタクシーを利用せざるを得なくて、なかなか病院に行きたくても思うような回数行けないとか、そういう声を伺いますので、何らかの形で交通手段を確保して便宜を図るべきだと思います。安心院や山香や庄内などなどいろいろな地域で福祉バスという形をとってお年寄り、いや、一般の市民の方もそれに乘っていただいて構いませんというふうなこともやっているところがあるようですし、この交通手段の確保について、今後改善をすべき、便宜を図るべきだと思いますが、いかがでしょうか。

○企画調整課長（安波照夫君） お答えをいたします。

通勤・通学・通院・買物、この辺の地域住民の日常生活になくてはならない交通機関を生活バス路線という形の中で位置づけております。現在、内成線、袖の木線、堺線、この三線を認定しております。この認定したバス路線に対しましては、赤字部分を補助金を交付するという形をとっております。十四年度の実績としましては、三百二十三万七千円ということで交付しております。今後もバス事業者と連携しながら、引き続きこのバス路線の確保に努めなければなりません。また、本当に地域の関係者の方々が利用していただけるのかということと、利便性、これが認可ということと、ほかに代替の手段がないのかということをも含めまして、地域住民との協議が必要というふうに考えております。

また、生活バス路線と福祉関係の施策の事業との連携というような形の中も、関係機関との協議が必要というふうに考えております。

○七番（猿渡久子君） 特に東山の場合、山の口とかの地域から鳥居のところまで行けばバスがあるのだけれどもなという声を伺うのですね。東山小・中学校の通学バスがありますよね。朝夕はその通学に使うけれども、昼間、地域の皆さんの足として、交通手段とし

て鳥居のところまで乗せてゆくということができないかということをご検討していただきたいと思うのです。

福祉バスの件でいろいろ調べましたら、日田市が通学バスを利用しているというふうなこともあります。現にそうやっているところがありますので、ぜひその辺、協議・検討していただきたいなと思います。福祉の関係ともさらに今後協議しながら、何らかの形で通院や買い物に困らないという手段をとるよう、今後頑張ってくださいと思いますが、いかがでしょうか。

○企画調整課長（安波照夫君） 御指摘のありました東山地区につきましては、東山小・中学校と一緒にスクールバスを運行しております。現在、地域住民がこのスクールバスを利用することが可能かというような協議を教育委員会と進めております。補助金をいただいてバスを購入しておる関係上、補助金の適正化法、この辺の諸問題をクリアすることが必要というふうに思っておりますが、ぜひ東山地区のスクールバス、現在ある財産を有効に利用したいと私たちも考えて、教育委員会と十分協議したいというふうに考えております。

○七番（猿渡久子君） よろしく願いいたします。

では次の問題、温泉行政の問題に移ります。堀田に住民用の共同温泉をとということですが、この問題はこれまで住民の方も何度も署名を提出されたり陳情を行ったり、市との話し合いを求めていったりということをしてきたわけですが、裁判中にもかかわらず堀田東温泉、住民の皆さんの共同温泉が、今お湯をとめられて、今まで長年地域の皆さんが地域の宝として大事に守って使ってきた共同温泉に入ることができない状況になったわけですが、新しい大型温泉の利用をとということでしたけれども、現状伺いますと、皆さん、新しい大型温泉に行ってみただけでも、何かかゆいのだというふうなことだとか、地域の今までの温泉みたいに気兼ねなく入れないから親戚のところ、妹さんのところに行ったり、あちこちの温泉を渡り歩いたりというふうな状況があります。先日、市長が住民の皆さんに直接会っていただいたときにアンケートをとってしまして、そのアンケートもお渡しをしていますので、お読みいただけたかなと思いますけれども、こういう皆さん方の現状、一回だけ行ったけれども、その後は家のシャワーで我慢しているとか、そういう状況が、皆さん口々に言われているわけで、そういう中で、やはり地域の共同温泉のかわりにはなっていないという現状があるわけですね。

これまでも住民の総意というふうに市は言うけれども、総意というには非常に無理があると、意見を集約する段階で温泉を実際に利用されている方々の意見が、十分に吸い上げられていない現状がある、そういう中で非常に強引なやり方でこれまで進めてきたということを私は何度も指摘をしてきたわけですが、何らかの形で住民用の共同温泉、さらに確保すべきというふうに考えますが、これは経過等々部課長の方から何度も説明があ

って、この議場でもあっているわけですがけれども、その辺はもう重々わかっておりますので、市長のこの問題に対しての見解をお聞きしたいのですが、いかがでしょうか。

○温泉課長（安部和男君） お答えいたします。

経過等と言われておりますけれども、もう一度御説明いたしたいと思います。（「経過はいいです」と呼ぶ者あり）

これまでの経過としまして平成六年度に県道別府庄内線拡幅工事のために、堀田東温泉の建物と敷地が、土地収容法に基づく土地収容の対象の公共事業に該当いたしたわけでございます。堀田東温泉は、立ち退きを余儀なくされたわけでございます。このことを踏まえまして、平成十年二月より平成十五年八月までに計八回説明会を開催いたしているところでございます。この説明会の中で従来のような地元一議員さんが言われます一共同温泉、従来のような地元住民利用の温泉と観光客も利用できる規模の温泉と、二つの温泉施設の建設はできないということが、今までの議会答弁でございまして、観光客も利用できるような温泉施設の建設をしてほしいという地元からの要望で、私どもは建設等をいたしたわけでございます。これも市議会の議決を得られまして、平成十二年度から三カ年事業で堀田温泉建設をいたしたことでございまして、平成十五年四月十日オープン以来、非常に多くの方が利用していただいております。

ちなみにあの堀田温泉、四月になりますと一万人弱、そして五月になりますと一万四千七十三名の方が利用されております。

○市長（浜田 博君） 先日、堀田温泉の関係は、私の公約ということで、お会いをしたいということでお会いをしましたですね。私の立場なりこれまでの経過を勉強させていただきました。簡単に一もう経過は申し上げませんが一この東温泉の件については、堀田に共同温泉を残す会を結成して、そして堀田東温泉の無料入浴の権利等のために署名運動をされてきたこと、そして提出をしてきたこと、現在、温泉の入湯権の訴訟が継続しているという状況も承知をいたしておりますし、私自身、就任前からこの問題については関心を持っておったことも事実です。その経過についても私なりに勉強してきたわけですが、市民の目線に立った市政を執行するということが、私の就任の際の公約でございましたので、皆さんとそういう意味でお会いをしたという経緯は、もう御案内のとおりでございます。

もう経過については詳しく申しませんし、市当局の担当課も非常に努力をして、入浴料金の問題、利用者の関係、さらには回数券の一回の入浴料金が五〇%引きになるというような状況も設定したということも聞いております。そういう状況で、あとは地域で、では温泉を建てるとしたらどういった方法があるのかなという部分も私は模索をしまいいりまして、市有区営温泉の貸し付けの方法とか率とか補助額とか、市内にある共同温泉の制度、そういったものを皆さん方にお話をしたことは、御案内のとおりでございます。

堀田温泉の建設は、地元の方の要望から決定したというふうに私も聞いておりますし、四月のオープン以来非常に多くの方に利用していただいていることも事実でございます。そういう意味で皆さん方に、温泉課にずっと検討いたしていただいて、現状としての湯量の確保の問題、さらには収支計画を立てて堀田温泉を建設したということから、多額な市税を投入した事業でもありますから、もう一つつくるということが果たしてどうなのかという問題、さらには県に対しても補償の問題も含めてずっと折衝してまいりましたから、できれば今の状況の中で堀田温泉を御利用いただくように今お願いをしていきたいという状況でございます。

○七番（猿渡久子君） 湯量の確保の問題についても、この間の三月の議会の段階で、初めてお湯が足りない、だから東温泉を閉めないと大型温泉のお湯が足りないのだという説明があったわけですね。そういう点で、なぜそんな突然、間際になってそんな説明をするのかということで、住民の皆さんも私も納得がいかないわけです、その湯量についての説明は。だから、今、市長の答弁の中で市有区営温泉ということがちょっと出ましたけれども、市有区営ということであれば考えられるということなのではないでしょうか。住民の皆さんとしては、堀田西温泉ですね、台風で壊れてその後の修理をしてほしいという声が出ていたにもかかわらずそのまま、今廃止をされています堀田西温泉を復活させて代替温泉としてほしいというふうな思いがあるわけですが、そのあたりは市有区営ということであれば、市としては考えられるのかどうか。

もう一つ。共同温泉というものが今大変注目をされていて、三月にも、ちょうど議会中でしたけれども、NHKの「ひるどき日本列島」で取り上げられたりとか、非常に注目されているわけですね。地域の皆さんがみんなで守ってきた地域の財産としての共同温泉というものが、別府の文化として非常に大事な宝であるという答弁を今までいただいていたわけですが、共同温泉に関しての浜田市長の見解、どのように考えていらっしゃるのか、答弁をお願いいたします。

○市長（浜田 博君） お答えいたします。

別府市の共同温泉に対する助成制度というのがありますね。それで貸付額が一一調べてみますと一一市有区営温泉が工事費用の五〇％以内で、限度額が六百万円というふうに規定があるようでございます。さらにまた、補助額等についても最高限度額は百万円という形の中で、貸付金額が百万円未満の場合はその金額となるというようなこともありますから、申請と同時に貸し付け、さらには申請書の提出等が必要になってくるわけですが、市内にある共同温泉では、この制度を活用することで温泉施設の改修等も行っている事実がたくさんあります。そういうことで、共同温泉に対する助成制度を利用していただく方法があるのではないかとということをお話をしたつもりでございます。

○七番（猿渡久子君） 堀田温泉に限らずですよ、一般的に共同温泉の価値というものを、

別府にとっての共同温泉の存在というものを浜田市長はどのように考えていらっしゃるか、そのところをお聞かせください。（「ちょっと質問の趣旨がわからない。再度質問の趣旨を」と呼ぶ者あり）

○議長（清成宣明君） 七番、再度いいですか。

○七番（猿渡久子君） 共同温泉というのは、全国的には別府のように地域ごとに百カ所以上もたくさんあるという温泉地はないわけですね。別府にお客さんがいらしたときに、例えば観光客の方が入れない温泉であっても、地域の方がみんなで朝から洗面器を持って一日に何回も入りにくるというふうな温泉情緒ですね。そこがコミュニケーションの場になって、温泉の外からでも、おばちゃんたちが温泉の中で話している声が聞こえるというふうな情緒というのは、観光地としても非常に大事だと思うのです。きのうも、その場に行くことで安心するとか、昔の思いを思い出すとかいうふうなことが観光の論議の中でちょっと出ましたけれども、そういう点で共同温泉というのは、よその温泉地にはない別府の非常に大事な財産だと私は思っているわけですが、その辺の認識はいかがでしょうか。

○市長（浜田 博君） 共同温泉としての定義は、担当課から説明をさせますが、私は、市有区営であろうと市営温泉であろうと、地域の皆さん、さらにはお客さんを温かく迎えて入っていただくもてなしの心は、一緒に育たなくてはいけないという気持ちを持っていますから、そういう意味でおふるというのは差別・区別すべきではないという気持ちは持っています。

○七番（猿渡久子君） では、今後さらに住民の皆さんとの協議を進めていただきたいと思います。

では、次の問題に移ります。三十人学級の実現の問題ですけれども、これは市長の方から前向きな思いというのが語られまして、小学校一年生だけでも市単独でもという、できればというふうなことがありまして、大変ありがたく思っております。ぜひ県と協議をしてさらに進めて実施すべきだと、できるだけ早い時期に、来年の四月からできれば実施していただきたいと思います。今この三十人学級、少人数学級ですね、少人数学級を今年度の段階で実現している都道府県というのが非常にふえて、今年度になってから八県ふえて、全国で三十都道府県に政令指定都市で実現をしていますし、市町村が独自に非常勤講師などを採用して少人数学級編制に取り組む例というのもふえて、十八市町村に広がっているということです。山形県では小学校五年生まで、長野県でも小学校三年生まで少人数の拡大をしているという状況がありますし、埼玉県志木市では市単独で実現して、アンケートを先生方にとった中でも、担任の四六%の先生が、子供の学習の仕方の習得が早まった、また七〇%の先生が、児童同士のトラブルが少なかった、八〇%の先生が、子供一人当たり一日に声をかける回数がふえた、一人一人の話をじっくり聞く機会がふえたという先生が六六%というふうな結果が出ていますけれども、この少人数学級の教育効

果について、教育長としてどう考えていらっしゃるか。

きのう、小学校一年生に関するの予算というのが、答弁がありましたけれども、中学三年生に関するの要求が高いと思うのです。高校受験を控えて一人一人の状況をよくつかんで指導していきたいという要求が高い中学三年生についても早い時期に実施すべきだと思いますけれども、中学三年生を実施した場合、どのくらいの予算でできるのか。また来年四月実施に向けて県と十分協議を進めていただきたいという点で、教育長の答弁をお願いいたします。

○学校教育課長（利光弘文君） お答えいたします。

今年度十五年五月一日現在の中学校三年生の生徒数で試算してみますと、三年生では小学校一年生と同じく九学級ふえて九人の教員が必要になります。大学卒で経験年数三年以下の臨時講師にかかる人件費で試算してみますと、三千五百万円ということになります。

○教育長（山田俊秀君） お答えいたします。

浜田市長が市長に就任してから、この三十人学級のことについて私の方に話がありました。こういうこと、これまでの市長の経験からそういう話だと思うのですが、話がありました。実はそれまで、私が十三年度から教育長に就任させていただいておりますけれども、この議場でも七番議員さん、それから十一番議員さん、十七番議員さんから、この少人数学級についての質問を受けました。私ども、私も含めて教育委員会の担当課等でそういう情報も集めてまいりましたが、十三年度になったときに、全国の都市教育長会議のときに、国の方が法律で四十人学級というのを決めているから、これは難しい、できないということを知りましたし、財政上のことも考えると大変難しいなと思って、私自身、三十人の学級がどうかという経験もありませんでしたので、私自身は消極的でした。

ところが、実はそのときに別府市内では学校いきいきプランという事業を組みまして、緊急雇用創出学校教育活動支援事業というやつですが、小学校の一年生に、一つの学級の中に、人数の多い学級にはそれを補助ということで臨時の先生を県の方からいただいて入れたことがあります。これは今年度もやっております。十三年度、十四年度のその成果といたしますか、学校の方からどうであったかということを知りたときに、今、七番議員さんが言われたような、それ以外にもたくさんありますけれども、そういうような成果がある、現場ではぜひ小学校一年生のときには少人数学級でやってほしいという強い要望も上がってきております。私も十三年度、十四年度、全国の都市教育長会議では三十人学級ということで要望してございましたし、向こうに行ってその休憩時間等に、私はよくわかりませんでしたら、いろんな教育長さんたちに聞いてみたら、いろいろ問題があるけれども、これはやった方がいいですよというような話を聞きまして、その後、教師の都市教育、教師が百二十……、九十二ですか、市が、そういうような方々の話も聞いたら、そういう話を聞いております。現場の意見を聞いても、ああ、そうかなというふうに

思っておりますが、ただ、これは市長からそういう相談があって、私どもとして私が単独で動くというわけにはいきませんので、この後、市の教育委員会にも諮らなければならないと思います。そこで正式にきちんとなれば、県の教育委員会と協議していくということになってきます。

ただ、そのときに、県の教育委員会と協議といっても、先ほど七番議員さんがおっしゃったように、今全国で、県と協議してできるというふうになったのが、この十五年度からなのです。それまでは国が全部それを抑えておったものですから、なかなか動きにくいということもあったのですが、十五年度から、県と協議して県がよければよいということで、そういう意味では割と規制緩和みたいになってきたと思うのですが、そこらあたりがあって、三十都府県と言いますけれども、都は、東京都が全部やっているわけではありません。東京都の中のある区がやっております。それから北海道はやっておりません。私が見たやつによると、「三十都府県」というふうに書いております。だから、県といっても県がやっているのではなくて、県の中のどこかの市がやっているとか町がやっているというふうには私どもは受けとめております。具体的ところがわかりませんので、そのことも具体的にどういうところがやっているかということで、私どもは調べていかなければなりませんので、県の方にそれを今問い合わせさせていただいております。

○七番（猿渡久子君） 今の教育長の答弁の中でちょっと認識不足のところがあるのではないかなと思ったのですけれども、十三年の六月二十九日ですね、都道府県の教育委員会あてに文部科学省の方から通知が来ています。それは私は資料をいただいて手元に持っていますけれども、その中で、基本的には国として四十人というふうに定めているけれども、都道府県の範囲で弾力的に、特別な必要があると認める場合について弾力的に行うことができますよということが明記されています。これが出てから、「二十九都道府県」という言い方もありますし、「三十都道県」という言い方をする場合もありますけれども、とにかくこの二年弱の間に一気に半数以上の都道府県が実施に踏み切ったということは、非常に効果が高いからこれだけ一気に広がったのだということが、もうはっきり言えると思うのです。ことしの四月一日に、また文部科学省の方から大分県の方に――各都道府県の方に――通知が来ていまして、学級編制の一層の弾力化の措置をとということで通知が来ております。これが別府市の教育委員会にもおりてきていて、各都道府県委員会の判断により標準の範囲内で義務標準法を下回る数の基準を定めることが可能であるというふうに、さらに弾力化ということで文科省の方もこの効果を認めて、特に小学校一年生とか中学三年生とか、そういう充実をさせたいところに関してやってもいいですよという答弁が国会でもあっていますので、これは県との協議が大事になりますので、浜田市長は県会議員としてこれまでやってこられた経験と、実質的政治力を発揮していただいて、ぜひ県の方に働きかけていただきたいと思います。いかがでしょうか、市長。

○教育長（山田俊秀君） お答えいたします。

先ほどもお話ししましたように、私どもで手続きを踏んだ後、私の方から県の教育委員会にはその手続きを踏んだ上で、そういうことになれば一生懸命前向きに取り組んでまいりたいと思っております。

○十六番（田中祐二君） それでは、質問順序に従ってまいりたいと思います。

別府市が、障害者福祉モデル都市に指定をされて久しいわけでありましてけれども、市内の道路や公共の建築物、交通機関等、その実施は、肩書とはほど遠くかけ離れたのが現状であります。市内中心部については、歩道の段差の解消や点字誘導ブロックの敷設等がかなり改善をされておりますけれども、一步中心街を離れますと、車いすや視覚障害者が白杖なしでは歩けない状況であります。別府市中央公民館はエレベーターもなく、二階のホールに車いすで上がるためには、体力のあるどなたかに支えられていただかなければならないということであります。

（議長交代、副議長野口哲男君 議長席に着く）

障害者基本法、これをちょっと読ませていただきますけれども、障害者基本法、これは抜粋なのでありますけれども、「基本的理念。第三条、すべての障害者は、個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を有するものとする。二、すべての障害者は、社会を構成する一員として、社会、経済、文化、その他、あらゆる分野の活動に参加する機会を与えられるものとする」、「国及び地方公共団体の責務。第四条、国及び地方公共団体は、障害者の福祉を増進し及び障害を予防する資格を有する」、「国民の責務。第五条、国民は、社会連帯の理念に基づき、障害者の福祉の増進に協力するよう努めなければならない」、「自立への努力。第六条、障害者は、その有する能力を活用することにより、進んで社会経済活動に参加するよう努めなければならない。二、障害者の家庭にあっては、障害者の自立の促進に努めなければならない」ということであります。その理念に基づきまして、障害者がそれぞれの住む地域の中で安心して生き生きとした社会生活を送るものであり、バリアフリーの基盤づくりを初めとして、今度質問します社会福祉会館改修、さらには福祉センターの建設、重度障害者医療費の支払い方法の改善等について質問をしてまいりたいと思います。

まず、社会福祉会館の改善でありますけれども、障害者の社会参加の拠点となるべく、別府市福祉会館は、周辺の道路事情としてはいずれも一方通行の周辺道路で、今日の車社会に対応できないこと、さらには会議室の状況としては、百五十人可能の大広間しか会議室が利用できず、交流の起点としての機能に欠いているということであります。また、実相寺にあります障害者体育館に隣接しております、これは移動してそこに行っただけですけれども、別府市障害者センターがあります。そこには卓球室と同時に十数名しか入らない会議室が一室あるだけであります。この障害者福祉センターはへんぴな場所でありまして、

交通のアクセスが悪く、道路も危険で、身障者が歩けないのが現状であります。私も実際そこに行ってみましたけれども、バスの便も悪くて坂になっているというような、さっき申しました、大変悪い場所であります。

そこで、当面の緊急的な措置として会館の会議室を何とかふやせないかというように考えておるわけでありましてけれども、その前にそこに、福社会館に浴場があるわけでありまして。現在、社会福社会館の浴場が休止をしているというふうに理解をしておりますけれども、その休止に至った経過についてまずお聞きをいたします。

○社会福祉課長（山川浩平君） お答えを申し上げます。

この件につきましては、過去、一般質問で何度か御質疑いただきましたけれども、平成十三年六月に社会福祉協議会の方から温泉の出が悪いという報告をいただきました。その時点で六月、七月だったと思いますけれども、二カ月かけまして、温泉の出が悪くなった原因を調査いたしました。その結果、もう泉源がほぼ枯渇状態にあるということが判明をいたしましたので、それを何らかの方法で対応しないといけないということで、まず一番――今、議員さんから御質問いただきました――これを休止した場合に御不便をかけるのは体の不自由な方であろうということで、身体障害者の団体を中心に現状を説明にまいりました。これが三度ほどまいりましたけれども、「わかりました。ただ、あと何か対応をさせていただけるのでしょうか」ということで、重ねて陳情もいただきましたので、その現状をさらに、どういう対応をすればいいかというのを調査いたしました結果、現状維持、それから再掘削する、それと他から引湯してくるということを検討しましたけれども、いずれも多額の費用を要するということがございましたので、ではどうすべきかということを当時検討させていただきましてけれども、枯渇状態にあるということがわかりましたので、まず休止をして、それから検討を余儀なくされた状態でもございましたので、議会の調査会にもそういう状況でございますということを御報告をし、御了解をいただきましたので、十月一日だったと思いますけれども、一応「社協だより」、それから市報等にも掲載をさせていただきましてけれども、いろんな団体の方にも並行して御説明をし、了解をいただいたということを踏まえて十月一日に休止をし、今日に至っております。

ただ、その利用をされていた方が何名ぐらいおられるかということになりますと、年間約八千三百名おられたと思います。それで、体の不自由な方は、毎日一名から二名ぐらいは利用されていたということで、個々に、では私たちはどうすればいいのかという話もございましたので、個人的に要望のあった方のところに出かけていきまして、当時は市営温泉でもそういう体の不自由な方が対応できるような浴室を考えたいという話をいただいていたので、そちらの方で代替的に対応していきたいのだがということで御了解もいただきましたので、そういう経過がありまして、今日に至っております。

○十六番（田中祐二君） 大変詳しい経過をありがとうございます。いわば結論的には浴

場は使えないということで、改修にも大変お金がかかるということでもありますので、そこで、そういう場所をそのままにしておくということにもならないのではなからうかと。そしてまた、先ほど申しましたように、会議室が少ない中で身障の皆さんは、先ほど言いました実相寺で狭い、本当にあそこはパソコンも四台ぐらい置いていますね、パソコン教室もやっているのですけれども、大変狭いところで、隣が卓球場ということで、大変環境的にはよくないというわけにありますから、そこで、そういう温泉について御理解が得られたとすれば、その社会福社会館の利用度のためにも大広間だけでなく、ほかに会議室の設置が必要ではないかというふうに考えておりますし、また会議室新設の要望が、以前に福祉関係団体からあっているようにも聞いておりますけれども、その辺についてお聞かせ願いたいと思います。

○社会福祉課長（山川浩平君） お答え申し上げます。

ただいま、議員さんから御指摘をいただきましたように、休止をした後にさまざまな福祉団体の方から、では休止をするのであれば、ぜひともこれはもともと高齢者福祉対策のために設置した会館でありますけれどもいろんな団体の方が利用されておりますので、利用されておりますけれども、議員さんが今お話がありましたように、大広間しか会議室として使えない、有効的な利用ができてないではないか。何とかちょっとした会議室でもできないかという要望が二度ほどございました。それを踏まえて私どもは、浴室を何とか事務室に変えるなり会議室に変えるなり、改修ができないかということで、これは一応検討いたしておりますけれども、当時、実施計画の中で企画調整課が担当しておりますけれども、会議室に、そういう御要望があるので何とか改修をしていただきたいということで計上はさせていただいておりますけれども、そのまま今日に至っている、そういう状況でございます。ただ、私どもは皆さん方の御要望を踏まえたときに、会議室は改修はもう絶対必要だというふうには私は認識をいたしております。

○十六番（田中祐二君） 改修を必要とするということでもありますので、そこで、会議室をつくとすれば、そういう改修費といいますか、今のやつを壊して、そして改修をしたときに、必要であるとすれば具体的にそういうことになると思いますけれども、そこら辺のところの考え方をお聞かせ願いたいと同時に、将来的には、先ほども申しましたように、身障の皆さんは、いわば自分たちの活動する拠点というものが、大変不便なところにあるわけにありますね。今度現状を見に行つて――何回も言いますように――卓球室の隣、そこが拠点で、そこに事務所まであるのですね。もともとそこが雇用促進法ということで、県が建てた分と市が建てた分と両方あったわけですがけれども、県が市に移管をして、どうぞ使ってくださいということになったわけですがけれども、もともとそういう場所ではなかったわけで、いわば卓球するために更衣室とかそういうのがないから、そういうことでやっていたわけで、本当にそういう面からすれば不便なところでもありますし、利用価値も余

りないような気がするわけで、将来的にここに、仮称として私は総合的な福祉センターを建設したらどうかということでもあります。そういうことによって福祉施策の充実・強化に結びつくと思いますけれども、考え方を当局なり市長にお聞かせ願いたいと思います。

○社会福祉課長（山川浩平君） 社会福祉会館改修の点につきましては、気持ちとしては、ただいま私が答弁させていただいたとおりで、この必要性というのは絶対あると思っております。それで、ただ、現在もそのまま推移しておるといのは、ただいま議員さんから御指摘がございました、当時も質問がございましたけれども、総合福祉センターを将来的にということがこれに絡んでおりましたので、では、それをどうするのかという問題がございましたので、検討中ということでもございましたけれども、御質問をいただくということがわかっておりましたので、市長さんにもその方向性をお尋ねしました。そうしたら、将来的には総合福祉センターはもう絶対必要なものであると市長も認識をしていただいております。では、それまでの間、会議室等々がないという状況ですので、その間何も手を打たないということにはなりませんので、早急に市長からも会議室の改修を検討してくれという御指示をいただいておりますので、見積もり等々今お願いいたしておりますので、改修ということになりますと、温泉は完全に廃止をせざるを得なくなりますので、条例の改正をして、廃止をして、そして会議室の改修になろうと思っておりますので、そういう方向で現在検討中でございます。よろしく申し上げます。

○十六番（田中祐二君） 将来的に必要なだということは、当局も認識しておるわけでありまして、市長にもそういう現状を報告したということでもありますけれども、先ほども言いましたように、市長の総合的な福祉センターについて構想、考え方があればお聞かせ願いたいと思いますけれども。

○市長（浜田 博君） お答えいたします。

今、社会福祉会館の現状について、担当課長からずっと報告もいただいております、また市民の皆さんからも、十分な機能を果たしてないではないかということも十分承知をいたしております。その中で私は、会議室の利用等々も含めまして、何か改修ができないのかなど。将来的には、今、課長が答弁したように、総合福祉センターを私は建設をしていきたい、ぜひそれは必要であるという認識をいたしております。しかし当面、今、社会福祉会館の機能をどう充実させていくのか、この浴場が休止した時点で会議室への転換を含めて今検討して、できるだけ当面はそういう市民の期待に沿えるようにできないかという検討をしている状況でございます。

○十六番（田中祐二君） とりあえず改修が先だということでもありますけれども、先ほど申しましたように、拠点となるべきそういう建物といいますか、それがどうあるべきかということについては、今後ぜひ検討していただきたいと思います。また質問してまいりたいと思っておりますので、次に移らせていただきます。

二点目でありますけれども、情報バリアフリー化ということで挙げております。

新しい世紀に入り、今や情報化社会と言われてIT技術の進歩と普及には目覚ましいものがあります。その中で障害者も社会の一員として自立していくためには、IT技術を習得し、使いこなしていく必要が迫られているわけでありまして、パソコンの登場で視覚障害者の方が普通の文字を読み書きすることが可能になりましたし、パソコン通信やインターネットの活用で欲しい情報を取り入れ活用することもできるようになりました。また、学校の先生と子供の連絡帳のやり取りもできるようになったし、また盲学校の生徒が、勉学の道が広がり、あるいは失意のどん底から中途視覚障害者の人も職場復帰も可能というようなことも報道されております。文字が読めない、全盲者は読めない、読みにくい、読みづらい色弱者については、文字を音と点字で書いたりすることは大変大事なことでありますし、パソコンの機器がそういうことで広がっていくことは、皆さん方に対しては本当に心強く感じるわけでありまして。

しかし、実際にパソコンの機器は、以前に比べまして価格は下がってはおりますけれども、まだまだ高額であるわけでありまして。購入することによって経済的負担が大きいわけでありまして、低所得者である障害者にとってパソコン機器を購入することが大変困難なことになっているわけでありまして。そこで、障害者がパソコン機器を購入する際に、いわば行政が無利子で貸し出すことについてはどうかということであるわけでありまして。

その前に若干、そのことに入る前に少し聞きたいことがあるわけですが、先ほど申しましたように、情報バリアフリー化についてでありますけれども、障害の重度によっては、本体そのものが助成があると聞いておりますので、まずそこら辺をお聞かせ願いたいと思っております。

○障害福祉課長（石川弦太郎君） お答えいたします。

障害者の方がパソコンを購入する場合の助成制度ということでございますが、平成十四年度から日常生活用具の種目に加えられましたので、給付の対象となっております。上肢障害二級以上または言語、上肢複合障害二級以上で文字を書くことが困難な者に限っております。助成金額といたしましては、十一万八千五百円以内となっております。

○十六番（田中祐二君） 例えば二十万で買って、本体が二十万とすれば、その十一万八千五百円が県から出るということで、そういう理解でいいですね。

それからもう一つは、県が障害者情報バリアフリー化の支援事業を実施していると聞いております、もう一つは、重度の視覚障害者及び上肢……周辺機器ですね、大分県が周辺機器や支援ソフトについての助成、これもやっていると聞いておりますけれども、そこら辺のところを具体的にお聞かせ願いたいと思っております。

○障害福祉課長（石川弦太郎君） お答えいたします。

周辺機器や支援ソフトについての助成制度でございますが、大分県が障害者情報バリア

フリー化支援事業を実施いたしております。重度の視覚障害者及び上肢不自由者の方で、周辺機器や支援ソフトを使わなければパソコンの利用が困難な方に対しまして、パソコンを利用するために必要となる周辺機器及び支援ソフトで、種類、メーカー等は限定いたしておりますが、その障害に必要なもののみとなっております。

パソコンの周辺機器と支援ソフトの画面読み上げソフト、ホームページ読み上げソフトなどのソフトがございますが、それを購入する際、一部助成が一回限り、十万円を限度といたしまして助成があります。内訳といたしましては、国が三分の一、県が三分の一、残りは個人負担となっておりますので、十万円の限度の場合は、十五万円の購入に際しましては三分の二が助成ということになっております。

○十六番（田中祐二君） それでは、全体的な形がわかってきたわけですか。いわば一つは、上肢障害者二級または以上ですか、それから上肢複合障害者二級以上の方には、本体の十一万八千五百円が支給される。その周辺機器、これが健常者と違うところなのですけども、その周辺機器がなければやっていけないわけですけども、その機器についての三分の一が助成をされるということで、これは一回限りなのですけども、そういうことからすれば、部分的にはいわばパソコンなりを購入する段階で助成があるわけですけども、全体的な障害者の皆さんについてはそういうことができないわけでありまして。

そこで私は、そういう身障者の皆さんに対して本当に社会に巣立つために役立つ、そういうパソコンについて、市が例えば上限を二十万なら二十万、これを無利子で何回かで償還をするということができないものか、この点をお聞かせ願いたいと思います。

○障害福祉課長（石川弦太郎君） お答えいたします。

ただいま説明いたしましたパソコンの本体の購入、また周辺機器や支援ソフトの購入に該当する方以外の方ということと受けとめておりますが、助成対象外の障害者に対する融資制度とか貸し付け制度、または助成制度というものはございませんが、情報化社会になりまして、パソコンの必要性というものは認識いたしておりますので、今後とも国、県とも協議を行い検討してまいりたいと思っております。

○十六番（田中祐二君） 当該課としてはそういう認識に立っているということで協議をしていたということですので、ぜひ全力で頑張ってくださいようお願いをして、次にまいりたいと思います。

重度障害者医療費支払い方法の改善ということで、挙げております。

現在、重度障害者医療費の支払いについては、障害者本人が、医療機関の窓口で一たん支払いをするわけでありましてね。私どもも国民健康保険に入っておりますけれども、三割をそのときに支払いをするわけでありまして。ですけれども、あとその三割について、今後はいわば身障の方は、その三割も県なりが負担をするということになって、給付内容について、若干仕組みについて、また病院に行ってそれをもって、それで保健医療課に請求を

すると。本来ならば、子どもが三割で、その場で支給して終わりだということでありませうけれども、そういう助成があるために手続き上の問題とか、それからまた医療費の負担について三割を負担しなければならない。そして後から返ってくるわけですけれども、そういう手間が省けないかどうかということで、まず重度障害者の医療費支払い制度についてどういふものか、御説明願いたいと思います。

○保健医療課長（伊南忠一君） お答えいたします。

重度心身障害者医療費助成制度は、障害者手帳の一級、二級及び療育手帳のA1、A2の保持者でございます。支払いですが、医療保険適用の一部負担金及び入院時食事療養費を支給申請することにより、償還払いをする制度でございます。

○十六番（田中祐二君） それでは、そういう医療費の対象者の人数と件数及び助成額についてどのくらいありますか。

○保健医療課長（伊南忠一君） お答えいたします。

十四年度見込みでございますが、対象者は三千三百五十一人でございます。年間給付件数は約三万二千件、助成額は約三億五千二百万円でございます。

○十六番（田中祐二君） その金額は後から戻してもらうのですけれども、助成のシステムについてもう少し詳しく教えていただきたいと思います。

○保健医療課長（伊南忠一君） お答えいたします。支給対象者が医療機関等で支払った一部負担金を、市の窓口で毎月十日までに申請すれば、当月の二十五日に対象者の口座へ振り込むようになります。なお、一部負担金につきましては、同一医療機関で一カ月に千円以上の自己負担がある場合に全額助成いたす制度でございます。

○十六番（田中祐二君） システムなり支払いの方法を含めて若干理解はできるのですけれども、ただ先ほども申しましたように、本人が高額の場合は負担をしなくてはならないということで、まして健常者と違って身障の人は、そういう医療費についても大変な御苦労をされているようであります。そこで、支払い方法の方式では、本人が毎月市の窓口に出向して、交通費の負担や申請をするときに不便があり、そのものが現物給付といいますか、言い方はどうかわかりませんが、そういう全くその三割を後から償還しなくてもいいような方法はとれないものか、そのことについてお尋ねいたします。

○保健医療課長（伊南忠一君） お答えいたします。

本医療制度は、県と市が二分の一ずつ負担している県費補助制度であり、大分県はすべて償還払い方式になっております。現物給付に移行した場合、約一・四倍増加されると思っておりますので、十四年度見込みの三億五千二百万円を約一・四倍いたしますと四億九千八十万円となり、一億四千八十万円の事業費が増額となります。九州では福岡県のみ現物給付ですが、大分県で認められています初診料や入院時の食事料、訪問看護料が福岡県では認められていないことなど、一概に他市の制度が優秀とは言えない部分もございませう。現物

給付に移行するためには、医療機関や審査機関、支払い事務委託機関などの調整が必要であり、また県下全体の問題でありますので、今後も重要課題として県などと協議してまいりたいと考えております。

なお、申請の手続きにつきましては、給付対象者の利便を図るために申請書の郵送による受け付けや代理人での受け付け、また三出張所での受け付けも行っておりますし、申請し忘れは、一年以内は有効となっております。

○十六番（田中祐二君） 医療費が一・四倍になったということで、盛んにそれを言われるのですけれども、そのことは私も聞いておりますし、身障の皆さんもそれを言うのですね。県が一・四倍に医療費がふえるから、金額が高くなるから、この制度についてはちょっと疑問があるのだという言い方をしておりますけれども、そのことは県でやったことはないわけなのですね、今まで。ですのに、そういうものがひとり歩きといいますか、一・四倍になるという事例はほかの県のことであって、そのことを持ち出して盛んに言うこと自体が、どこがおかしいのではないかと。そのことは、我々は三割払ったらそれで済むのですよね。後から高額療養費の問題がありますけれども、それで済むものを何も、わざわざそんな。お金は同じなのですね、後から払おうが締めがされようが。当局側にすればお金は出すのは同じなのですね。それが二週間で済むと言いながらも、それは短期で済むかもしれませんが、返ってくるかもしれませんが、その払うときの額が、また健常者と違って障害者の皆さんは大変苦勞するわけです。ですから、そういうことも含めて、一・四かかったっていいではないですか。それは悪いからかかるのですから、病気したらかかるのは、それは健常者であろうが障害者であろうが一緒と思うのですよ。そのことが、障害者の皆さんに聞いてもそれを言うのですね、県が言うのだと。ですから、市もできないということを言っていると。だけれども、県は、今言ったようにほかの県のことであって、大分県でやったためしはないわけなのですよ。乳児医療にしたって、今までそういう立てかえ払いまでしておったのが、現物給付になって実際やっているということだってあるわけですね。そうでしょう、乳児医療の場合は現実にやりましたね、別府市も。ですから、そこら辺のところをもう一回ちょっと、一・四倍になって悪いということ、見解をもう少し詳しく聞かせていただかせませんかでしょうか。

○保健医療課長（伊南忠一君） お答えいたします。

先ほどの一・四倍の件につきましては、これは県の方が現物給付に移行した他県の状況を調査しました結果、そういう結果が出たということでございまして、それともう一件は、本市でも平成十二年度に乳幼児医療助成制度を償還払いから現物給付に移行しました。そのときには実際に一・五七倍ぐらいに増加しております。

○十六番（田中祐二君） だから、増加したのが悪いことのような聞こえ方がするのですね。だから、必要なものは必要であって、そのことが原因でということがどうしても納得

いかないのですよね。一・五倍にふえようが二倍にふえようが、それは悪いのは悪いのですからね。そのことを理由にして、それがあたかもひとり歩きして、かかるから遠慮してくれみたいな言い方では、ちょっと納得できないし、今後も県との関係もあるそうであります。私もほかの県会議員を通してこの問題について県にも働きをかけていきたいというふうには考えておりますけれども、ぜひ別府市の方も何かあらゆる機会を通してこのことについては訴えていただけないかどうか、その点を最後にお聞きしたいと思いますけれども。

○保健医療課長（伊南忠一君） お答えいたします。

先ほども答弁の中で申し上げましたけれども、県費の補助制度でありますので、県にも十分お願いをしてみたい、このように考えております。

○十六番（田中祐二君） ぜひ働きかけをお願いして、次にまいりたいと思います。

この四月、障害者福祉サービスが、これまでの措置制度から、障害者みずからが選択をしてサービス提供を事業者と直接契約する支援費制度が始まったわけでありまして。しかし、その対象となるサービス提供事業者の数が少ないといいますが、選択の余地が、今始まったばかりで断定はできませんけれども、そういう選択肢の余地があるのではないかというふうに考えております。支援費制度そのものが始まったばかりの中で手探りの状況はわかりますけれども、これから制度改正の趣旨を反映をさせるようにするために、まずサービス提供事業者の育成が必要ではないかというふうに考えておるわけでありまして。

そこで、そういうサービス提供者の基盤整備がどうなっているか、現状どうなっているか。それから、今後計画があるのかどうか、まずお聞かせをお願いします。

○障害福祉課長（石川弦太郎君） お答えいたします。

現況と計画につきまして、あわせてお答えさせていただきます。

支援費制度における支援サービスでございますが、居宅介護、デイサービス、ショートステイ、地域生活援助、これはグループホームでございますが、指定事業所がございます。居宅介護につきましては、現在、市内に身体障害者施設が十八カ所、知的障害者事業所が十四カ所、児童関係が十一カ所の指定事業所がございます。次にデイサービスでございますが、身体障害者関係では農協共済別府リハビリテーションセンター一カ所がありますが、計画的には三カ所上がっております。知的障害者関係では別府発達医療センター一カ所、児童については現在ございません。三番目といたしまして、短期入所、ショートステイにつきましては、市内に身体障害者関係が四カ所、知的障害者関係が二カ所、児童関係が二カ所あります。また地域生活援助、グループホームでございますが、支援費では知的障害者関係のみ対象となっております。現在、別府市にはございませんが、計画としては二カ所ほどございます。なお、支援費制度では、県等の指定を受けている事業所であれば、全国のどの事業所でも利用することができるとなっております。

○十六番（田中祐二君） 計画をしているところもあるし、これから先の話にも少しなるわけで、先ほども言いましたように、始まったばかりで手探りの状況ということもあります。きのうの答弁の中でも、在宅の人とか施設の方が、この四月にスタートして利用者の方の数が報告をされておりますので、その推移を見ながら、足らなければ私どもも要求をしていきたいというふうに考えておりますので、よろしく願いをいたします。

それから、こういう制度ができたわけなのですが、私どもが一番心配するのは、障害者の皆さんに対して情報をどう伝えていくのか。私どもは、健常者は市報とかを見ればいろんなこと、情報がわかるし、ほかのことでもいろいろ情報を取ろうとすれば、手段としてはいろいろ持ち合わせをしておるわけですが、そういう新しい制度ができて、制度そのもののことをそういう多くの、いわば障害者の皆さんに対して情報提供といいますが、こういう制度ができましたということについては、どういう形でやっているのか、その点についてお尋ねいたします。

○障害福祉課長（石川弦太郎君） お答えいたします。

支援費制度が始まります前には、市報等、それから説明会等を開かせていただきまして周知いたしましたが、四月以降実施いたしておりますその後の利用者に対する情報提供でございますが、市報等の広報を利用するとともに関係団体・施設等を通じて行っております。まず、市報及び別府市のホームページに掲載をいたしております。またインターネットに指定事業所の一覧等を掲載いたしております。それから地域生活支援センター、身体関係では農協共済別府リハビリテーションセンター、それから知的障害者関係では別府発達医療センターホットにおきまして、二十四時間体制で情報提供及び相談業務を実施いたしております。次に、別府市身体障害者福祉団体協議会別府市手をつなぐ親の会など関係福祉団体を通じまして、情報提供もいたしております。それから、身体障害者相談員、知的障害者相談員等を通じまして情報提供を行っております。なお、身体障害者相談日でございますが、毎週金曜日、知的障害者相談日は隔週の水曜日に委嘱を受けたベテランの相談員が、十時から三時まで別府市で相談を受け付けております。

○十六番（田中祐二君） あらゆる機会を通して情報を流しているということですので、それはそれとしてわかりました。

次にもう一つ、最後になりますけれども、支援費制度における小規模通所授産施設の位置づけについては、この支援費制度とどのようにかわりがあるか、ここからお尋ねいたします。

○障害福祉課長（石川弦太郎君） お答えいたします。

支援費制度における小規模通所授産施設の位置づけということでございますが小規模作業所が法人格を持ったものとなります。支援費制度でいうところの通所授産施設ではございません。小規模通所授産施設では障害者の自己決定、サービスの選択につきましては、

従来からの制度ですすでに実施されておりますので、支援費制度からは外されております。

○十六番（田中祐二君） それでは、次に移らせていただきます。国民健康保険証の関係でありますけれども、保険証は一世帯に一枚だけ交付する方式があるわけでありまして、このことについて個人カードでできるということで、すでに四月一日から切りかえているところがあるわけでありまして、保険証は一世帯一枚の原則であるため、家族が同じ日に別の病院に行ったり急病時などに被保険者が保険証を持たずに病院で診療を受けるケースがあった場合は、医療費を一度全額支払い、後日、自己負担分の返還を請求する必要が生じるケースもあります。被保険者から不便だという指摘もあり、私自身も今回そういう目に遭いましたので質問をするわけでありまして、また、被保険者がカードを紛失しやすくするなどデメリットの面もあるわけでありまして、その被保険者の利便性を重視していただきまして、このカードの導入についてまずお尋ねをしていきたいというふうに考えておるわけでありまして。

そこで、被保険者証のカード化については、省令が平成十三年四月に改正をされております。その説明についてお願いをします。

○保険年金課長（宇都宮俊秀君） お答えいたします。

国民健康保険の被保険者証――保険証ですが――現在、世帯ごとに紙で交付をされておりますが、被保険者の利便を考慮しまして、平成十三年度以降、準備の整った保険者から順次一人一枚の個人カードの交付をするよう改正があったものでございます。

○十六番（田中祐二君） 改正がされたわけで、通知がそれぞれ来ていると思います。そのことについてカード化が原則であります、別府市は今のところどういう取り組みをしているか、お尋ねをいたします。

○保険年金課長（宇都宮俊秀君） お答えいたします。

どういう取り組みかということでございますが、一人一枚のカード様式には多くの費用がかかります。そういったことから財政状況等を考慮しまして、当分の間、現行の様式による世帯単位の交付ということが認められております。そういった中で、その間、我々としては幾つかの問題点もクリアしなければいけませんので、他市の普及状況、こういったものも参考にしながら対応していきたいというふうに考えております。

○十六番（田中祐二君） 今、問題点ということがありましたので、そのカード化による問題点は何か、今考えられておりますか。

○保険年金課長（宇都宮俊秀君） お答えいたします。

問題点ということでございますが、カード様式にする場合、最も大きな問題というのは、財政の問題でございます。発行枚数が多くなることは当然でございますが、カードの材質、それにICカード等による高機能カード、こういったものを採用するかどうか。採用した場合には当然、保険税にもはね返ってまいります。具体的には平成十四年度の保険証の発

行につきましては三万五千枚でございます。これが、世帯から個人カードになりますと、この倍以上の数が必要になります。またカードの材質でありますけれども、施行規則でプラスチックその他の材料を用い、使用に十分耐え得るものとなっております。こういったことから、一枚当たりの単価も大幅にアップするのではないかというふうに思っております。

二番目の問題点は、滞納者対策でございます。別府市では、今、資格証明書それから短期証、こういったものを有効期限を定めて交付をしております。そういった関係で期限が来ましたら、世帯全員に返還を求めなければなりません。保険証の更新をする場合は、一応全員の回収が必要になりますので、こういったことから事務の手間がかかる。それから収納対策に影響が出てくるのではないかというふうに考えております。

次の問題点は、住所移動をする場合でございます。家族全員のカードを市の窓口で提出をしていただくことになります。そうしないと住所変更ができないということです。結果として事務も煩雑になりますけれども、被保険者にもわかりにくいものではないかというふうに思っております。

しかし、以上のことから、今後これらの問題点もクリアをして、その上で準備をしたいというふうに今考えるとござります。

○十六番（田中祐二君） 問題点をクリアしてということでありましてけれども、他都市の状況についてどうなのでしょう。今のところ、わかれば教えていただきたいと思っております。

○保険年金課長（宇都宮俊秀君） お答えいたします。

他都市の状況ということではございますが、九州の主要都市、県庁所在地ですけれども、まだ個人カードを導入しているところはないというふうに聞いております。大分市でも、各市の状況を調査して、これから検討に入るというふうにお聞きしております。

○十六番（田中祐二君） 最後に、今後の見通しと申しますか、時期とかわかれば教えていただきたいと思っております。

○保険年金課長（宇都宮俊秀君） お答えいたします。

見通しと時期ということではございますが、制度の改正があった以上は、当然いずれカード化にしないわけにはいきません。そういったことではございますけれども、県内の保険証の様式が各市町村でまちまちというのはいかかなものかなというふうに思っております。このため、別府市単独でやるのではなくて、県内の全域で取り組む必要があるのではないかというふうに思っています。したがって、採用につきましては、費用のことも含めまして国保連合会、それから他の市町村とも協議をしながら進めていきたいというふうに思っております。時期につきましては、今、保険者の再編・統廃合ということが国で言われております。こういった推移も見ながら対応していく必要があるのではないかというふうに思っております。

○十六番（田中祐二君） それでは、次に移らせていただきます。

電子投票ということで挙げております。これは昨年三月議会でも質問をしてまいったわけですが、いわば地方公共団体の議会の議員及び長の選挙における、正式には電子記録式投票機を用いて行う投票方法の特例に関する法律が改正をされて、条例で定めれば電子投票ができるということになったわけであります。

そこで、三月議会で次のように答弁がっておりますので、その点についてまずお聞きをしたいと思っております。これは昨年六月二十三日ですか、二十三日か三十日か、ちょっとそれは覚えておりません……、二十三日ですね、岡山県の新見市で初めてこれが行われたわけです。三月議会のときに、岡山県の新見市の地方選挙におきまして電子投票が実施されるということがございますので、その結果を踏まえて十分に今後の検討課題として取り組んでまいりたいと考えております、という当局の答弁があります。そのことについてまずお聞きをするわけでありますけれども、その新見市の結果がどのような結果になったのか、その点についてお尋ねをいたします。

○選挙管理委員会事務局長（松尾慎一君） 新見市の電子投票の結果について、御説明申し上げます。

新見市は、岡山県の一都市でございますが、人口が二万四千人のまちであります。面積が三百五十ヘクタールと広く、投票所が四十三カ所に点在しております。六月二十三日に全国初の電子投票を導入し、市長、市議選挙が行われました。市長選挙で御説明申し上げます。

候補者数は二人でございました。当日有権者は一万九千三百八十一人、投票者数は一万六千八百二十七人、投票率八六・八二％。投票者の内訳でございますが、投票当日投票所で電子投票をした方は一万五千六十六人、期日前の不在者投票の方は千七百六十一人となっております。

電子投票の概要についてですが、一部の機械のトラブルがあったが、投票は順調に進んだ。有権者は、投票機の画面上の候補者名を次々に押して一票を投じ、これは高齢者を中心に事前に模擬投票を繰り返したこともあり、有権者に安心感を与え、操作も戸惑う人が少なかった。投票カードを電子投票機の端末に挿入した後、「市長選択」、「確認」、「市議選択」、「確認」と、ボタンを四回押して完了する簡単なもので、多くの有権者が十秒程度で投票を済ましたと聞いております。また、目や手が不自由な方にも、視覚障害者用の電子投票機が用意され、ヘッドホンから音声の流れ、画面を見ずに投票できるシステムが導入され、タッチパネル方式の投票機は押すだけで投票でき、鉛筆がうまく握れず投票を敬遠していた人も投票所に行き投票できるようになったということ聞いております。

また、開票作業は、九時二十五分から電子投票した一万五千六十六人の投票データ、コ

ンパクトフラッシュ百十三個を市内の投票所から車などで搬送し、たった一台のパソコンの読み取り機へ入力、九時五十分に関票は終了しました。その間、二十五分間の所要時間で、従事した職員は二名でございました。また、自署した投票、いわゆる不在者投票千七百六十一人の開票につきましては、手作業で開票の集計を行い、すべてが終わったのは、開票が始まってから二時間後の午後十一時二十五分でございました。これは、前回の四時間二十分に比べ半分程度の時間で済んだ。

以上のようなことが確認されました。

一点目、執行上のメリットとして、開票は大幅に短縮した上、職員も三十人減って六十人になった。二点目、選挙人のメリットといたしましては、先ほど申し上げましたとおり、誤記などによる無効投票がなくなった。それから、候補者を投票用紙に記入する手間が省ける、紙を用いない。それから、ITの時代の投票にふさわしい。いろいろな有権者メリットが考えられました。それから、選挙人は、開票結果を早く知ることができるなどのメリットが確認されました。

○十六番（田中祐二君） メリットはわかりました。そういうことで、大変迅速にできているわけであります。あとは昨年三月議会でおたくが答えているように、費用の面でどうかという、これが一番ネックになるのではないかと思うのですけれども、費用の効果について新見市ではやっているわけで、それを参考にしながら、その後期間があるわけでありますけれども、検討した結果があればお尋ねしたいと思います。

○選挙管理委員会事務局長（松尾慎一君） お答えいたします。

費用対効果についてであります。専門業者からの聞き取りと新見市の実施結果を参考に試算いたしました。別府市が電子投票を実施する場合の費用についてでございますが、まず電子投票システム一式購入の場合には、投票所整備費用といたしまして、投票端末機二百七十九台、一台当たり四十万円、これが一億一千百六十万、それからその専用台二百七十九台、一台当たり三万円、八百三十七万円などもろもろの経費を含めまして、投票所のシステム代といたしまして二億二千五百一十一万五千円、その他設置から撤収までのサポート料、消費税を含めると、電子投票システム一式が二億二千八十九万円と試算されます。その他ポスター掲示場、人件費などの通常の所要経費を加え五千六百万円を加えましたところ、二億七千六百九十九万円となります。

次に、電子投票システムレンタルの場合、いわゆる最近の情報推進産業の技術革新が望まれる、期待されることから、最も適用されるシステムのレンタルリースの場合でございます、この場合には一億一千七百五十一万円となります。現行の選挙方式によるところの十一年度の市長・市議選の決算額五千七百六十一万円。仮に導入するにしてもいろいろな課題がございます。現時点ではレンタルリースを採用することになりますと、仮に一億一千七百五十一万円のうち、リース料の二分の一相当額三千七十一万円の国庫補助などを受

けても、現行選挙方式にかかる経費五千七百六十一万円と単に比べた場合、約三千万円の経費負担増、持ち出しとなります。

○十六番（田中祐二君） 時間がありませんので、最後に、総務省も四億の費用をかけて去年やると言っておりますし、ことしはそれをふやして地方自治体に要請をしていきたいというふうなこともあります。今後もまた状況が変わってくるかと思えますけれども、ぜひ今後検討していただくようお願いして、終わりたいと思えます。ありがとうございました。

○副議長（野口哲男君） 休憩いたします。

午後零時 一分 休憩

午後一時 零分 再開

○議長（清成宣明君） 再開いたします。

○四番（国実久夫君） 自民党清新会の国実久夫です。一年生議員です。よろしく願いいたします。

市長におかれましても、当選おめでとうございます。人事権、執行権のある市長、四年間大変だなと思っておりますけれども、頑張っていたきたいとエールを送りたいと思えます。

執行部の皆様方におかれましても、四年間御指導・御鞭撻をよろしくお願いいたします。早速ですが、質問に入らせていただきます。

まず、サザンクロス、図書館の駐車場について。

某新聞に、十五年五月十六日、市長も読まれていると思えますけれども、「多難な船出 浜田市政の課題」ということで、「苦情の多い市立図書館 狭い敷地と駐車場」と文言が書かれております。一々読んでもしようがないのですけれども、最後のくだりだけ読ませていただきます。「新規建設か、あるいは既存の公共施設や建造物を活用するのは全くの白紙」とあります。

そこで、私も社会教育委員になりまして出席しまして、委員から一番最初に出ましたことが、この図書館の駐車場ということで、何度も議題に上がっているそうです。しかし、私もあえてこれを一番に取り上げました。私は一年生議員ですので、執行部から最初に、図書館が現在の位置に移転した経緯等について伺いたいと思えます。

○生涯学習課参事（佐藤泰朗君） お答えいたします。

議員御周知のとおり、昭和六十二年、現在の別府市教育センターから、千代町の現在地に移転しております。現在の建物は、旧市役所の跡地に建てられたもので、一階は南部出張所、二階図書館、三階、四階にはサザンクロスが入所しております。市役所として多くの市民から親しまれた千代町のこの土地に、市民の利便性とにぎわいを保つために三つの施設入所した、そう認識しております。

○四番（国実久夫君） それでは、駐車場の現状はどうなっているのでしょうか、お伺いいたします。

○生涯学習課参事（佐藤泰朗君） お答えいたします。

現在、併用使用となっており、十三台の車が駐車できるようになっております。

○四番（国実久夫君） 十三台が併用ということは、非常につらいことだと思います。館長さんも、駐車場の苦情に対しては謝るしかない状況とつらい立場におるそうです。当局としては、もっと多くの車がとめられるよう確保はできないものか、再度お伺いいたします。

○生涯学習課参事（佐藤泰朗君） お答えいたします。

これまで駐車できる場所を探してきた経緯はありますが、駐車場として使用できる場所を確保できずに現在に至っております。市民の皆様には大変御迷惑をおかけいたしておりますが、公共の交通機関の利用などを呼びかけているのが現実であります。

○四番（国実久夫君） なかなか、すぐ妙案というのは出ないものですね。そこで、自分なりの、できるかできないかは抜きにして提案したいと思います。例えばの話ですけれども、サザンクロス、図書館より四百メートルほど南側に松原市営住宅があります。その一階部分は、もう三年過ぎましてもほとんど使用されていません。それで、サザンクロスの時間内でも一般の人に駐車場として開放してほしいし、できないものかお尋ねしたいと思います。

と申しますのは、御承知のように楠銀天街の現状は昔日の面影もありません。松原住宅一階部分から連動して楠銀天街を介していただけるような商店街の活性にもつながり、駐車場対策として一石二鳥の効果があるかと思えます。当局におかれましても、ぜひ検討してみてください。

○建築住宅課参事（宗野 隆君） お答えします。

松原住宅は、建築住宅課の管理となっておりますので、お答えをさせていただきます。

御質問の趣旨につきましては、建築住宅課としましてもありがたい御提言であり、また御心配をおかけし申しわけないと思っております。建設に当たり、この一階部分は、店舗として利用するという事で国より補助金をいただいております。駐車場という他用途に転用することは、補助金等にかかる予算の執行の適正に関する法律に抵触しますことから、現時点では、昨日十番議員さんの質問にもお答えしましたとおり、南部の活性化に向け常設店舗の入居を前提として精いっぱい努力してまいります。何とぞ、御理解と御協力をお願いいたします。

○四番（国実久夫君） そういう事情があるということは、わかりました。そういうことで私は例えばの話で言って、できないものはしょうがないと思えますけれども、何とか柔軟な対応で行政を推進してほしいと思えます。

それでは、次にまいります。二番目に、南小学校の体育館について届けましたけれども、これは談合疑惑の新聞を読みまして、どうしても聞きたかったものですから届けました。

これも某新聞なのですけれども、大きく、「『適正な入札執行』と市側」、「談合情報とは別業者が落札」と。これも読んだら切りがないのですけれども、当初、十六日実施する予定だったが、浜田博市長や報道各社などに談合情報が寄せられ、二十一日の入札に延期されたと報道されております。この新聞を読んで即座に疑問を持ったのは、私だけではないと思います。もっと詳しく知りたいのですけれども、これについては私は刑事でもありませんから、司法当局にゆだねるとしまして、お尋ねします。

新聞報道によると、疑惑の投書があったとのことですが、それはどういう形であったのですか。

○ 総務部次長（加藤隆久君） お答えをさせていただきます。

私の手元に封書で届きました。

○ 四番（国実久夫君） 封書、文書でなされたならば、差出人の名前はありましたか。

○ 総務部次長（加藤隆久君） お答えをさせていただきます。

差出人のところは、何も書いておらず、空白のままでございました。

○ 四番（国実久夫君） ちょっと納得できないのですけれども、契約課長さんが新聞で発表しておりますように、マニュアルに沿って談合はなかったとあるが、そういう文書が回ってくる以前のマニュアルも必要ではないかなという気がします。再びこういうことを繰り返さないためにも、市長の考えはどうか聞いてみたいものです。

○ 総務部次長（加藤隆久君） お答えをさせていただきます。

この談合情報対応マニュアルの作成の背景は、談合情報に対しまして、発注者側が迅速に、かつ的確に対応するために作成されたものでございます。今後、十三年度に施行されました入札契約適正化法に基づきまして、入札制度の改革を実現させながら、本市にとって不正の起きにくい入札契約システムの構築を目指していきたい、このように考えております。

○ 助役（大塚利男君） お答えいたします。

今回の談合情報が寄せられての、私どもの対応について若干御説明をさせていただきます。

まず、封書でそういった談合情報が寄せられましたものですから、私どもは担当課長と一緒にこれを市長に報告して、中身も調査をするということで、全業者を直ちに私どもの方に時間と場所を指定して、そして経営者または経営者にかわる者というようなことで皆さんにおいでいただきました。そして、その場でその談合情報の内容について質問をして、私どもが調べた結果、この談合があったという事実をつかむことができませんでした。そこで、私ども、先ほど契約検査課長がお答えしましたように、談合情報が寄せられたとき

の、これは全国ほとんど同じようなこの取り扱いについてのマニュアルというのを昨年度からつくって、それに従って事を処理いたしております。そして事実をつかむことができませんでしたので、私ども、各業者から誓約書を取るよういたしました。それと同時に、なお慎重を期すために入札の期限も延期いたして実施した経緯がございますので、私どもとしては、これ以上の調査というのはできなかったと思っております。今まで過去にも談合情報が寄せられたことがございますが、証拠というようなことが全然つかめなくて推察、そういったたぐいでございまして、内容についても非常に具体性の乏しいものでございましたので、御報告をさせていただきます。

○四番（国実久夫君） 今、助役さんの説明で談合はなかったということで、私も承知したいと思います。ですけれども、私が言いたいのは、氏名も書かなくて投書するようなことに、市長としまして、おびえることなく粛々と業務を執行してほしいということです。それでは、談合はなかったということで話を進めます。談合情報がない、別業者が落札したとあります。昨日だったですか、予定価格に対して八三・九%の落札額と。これは私の経験から、業者にとりましてなかなか厳しい契約率であります。

そこで、お尋ねするのですけれども、この契約額は低価格入札で、まさかと思うのですけれども、手抜き工事にならないか。もう一つ、検査員の工事現場派遣回数をふやしてでも対応していただけるか。また、下請業者の締めつけがないか等々考えていただきたいと思えます。八三・九%で落札したということは、一時的には市民の利益のような気がしますが、手抜き工事等があつては、長い目で見た場合、市民の利益にはなりません。それで、今言いました三つのことについて当局の考えを聞きたいと思えます。

○総務部次長（加藤隆久君） お答えをさせていただきます。

低価格による劣悪な工事を防ぐために、私どもは昨年四月に、低入札価格調査制度というのを導入いたしました。これは、入札の際に最低の札を入れた業者が、決められた価格、低入札価格調査基準価格とちょっと長い文言でございますけれども、これを下回った場合には即無効にすることではなく、果たしてその価格でこの工事ができるか否かをこの低入札価格調査委員会、これは助役を委員長としておりますけれども、この中で協議をする制度でございます。この制度の活用によりまして、私ども、手抜き工事の防止に努めていることをどうか御理解いただきたいと思えます。

それから、工事着工後、この工事請負契約約款に基づきまして、現場監督員による現場状況の確認それから検査員によるところの中間検査、こういったことも実施をしております。さらには入札契約適正化法に義務づけられております施工体系図、それから下請報告書等を提出することによりまして、下請業者の締めつけにならないよう、施工管理に万全を期していきたい、このように考えております。

○四番（国実久夫君） わかりました。そのように、よろしく願います。

市長に対して一言提言したいと思います。今後はこのような、このようなということは言い回しは悪いかもしれませんが、陰で変なことをする人たちに対して、また反社会的行為に屈することなく、勇気を持って正論が通るような行政を執行していただきたいと思います。

これで、体育館の件については終わらせていただきます。（発言する者あり）はい、訂正します。よろしく申し上げます。一年生議員です、許してください。（笑声）

では、次に行きます。ちょっと早いのですが、旧南小学校の跡地と楠港の跡地についての有効利用について届けました。

これも何度も議会等に上がっていることと思いますけれども、当局としましては、まず最初に、旧南小学校の跡地の有効利用についてのビジョンなり計画なり、どのように考えているかをお尋ねしたいと思います。

○教育総務課参事（穴見公司君） お答えいたします。

新しい南小学校が、現在、旧浜脇小学校の跡地に建築中でありまして、けさの時点で一係の方にお尋ねしましたら一進捗率が四一%ということで進んでいるそうでございます。これにつきましては、地域の方々とりわけまた近隣の方には大変御協力をいただきながら工事が進んでいる状況でございまして、御協力に対しまして深く感謝を申し上げる次第でございます。

さて、現在使用中の校舎につきましては、新校舎が完成する予定でございます平成十六年三月まで子供たちの学習とか生活の場に使用していく予定でございまして、その後、どのような形で有効利用するかにつきましては、教育委員会だけではなくて関係部局も含めまして考えていく必要があります。ただその中で、昨年度実施しました二十一世紀創造市民会議でも御意見が出されております。そういった御意見とか、あるいは市民の方々、要望等をお伺いしながら慎重に検討してまいりたいと考えておるところであります。

なお、具体的な活用方法が決定するまでは、支障のない範囲で体育館とかグラウンドを開放いたしまして、皆様方に利用していただく、こういうふうと考えておるところでございます。

○四番（国実久夫君） それでは、楠港の埋立地の有効利用についても、再三議会でも聞いているそうですけれども、私なりにお尋ねしたいと思います。

この楠港が埋め立てられた、まず経緯からお尋ねしたいと思います。

○都市計画課長（松岡真一君） お答えいたします。

楠港埋立地の経緯でございますが、これは後ろの、後ろといいますか、前面でございますが、楠港の連携した後背地を楠港の埋め立てに伴いまして、現在あります楠港のところの跡の後背地として埋め立てしておりますので、これを有効利用するために埋め立ての計画がなされております。工事の方が平成二年に埋め立て免許を申請いたしまして、平成四

年に工事完了いたしました。そして、市の方が平成五年に保存登記をいたしまして、この用地を取得しております。以上のような状況であります。

○四番（国実久夫君） 経緯はわかりました。では、一体埋め立てて、目的は何だったのでしょうか。

○都市計画課長（松岡真一君） この目的でございますが、これには一つ大きな条件がございます。これは港湾計画でございます。別府港港湾計画と申しますが、この別府港港湾計画に基づいて埋め立てられております。この港湾計画の中に、この土地は交流拠点用地というふうに位置づけられております。その交流拠点用地ということでございますが、前面の小型船だまり、これは先ほど申しました前面でございます、楠港でございます。前面の小型船だまりと連携を図りつつ、市民や観光客が楽しめるフィッシャーマンズ・ワーフやシーフード・レストラン等を中心とした交流施設、これを交流拠点用地というふうに大まかな指針が出されておりますが、これを中心とした交流施設づくりを目指すというところの具体例が示されております。

それから、この公有水面の埋め立て願書の中に、観光客と地元市民との交流をより深める場として、大きな吸引力を有する施設の導入を図り、観光振興及び中心市街地の活性化を図るという目的が、この埋め立て免許の時点で示されております。

○四番（国実久夫君） それでは、具体的に埋立地の事業費について、ちょっと説明してください。

○都市計画課長（松岡真一君） 埋立費でございますが、これは竣工の認可をいただいた段階で約十億円がかかっております。それから、今この十億円につきましては、十年間の償還で一応終了して、ことしの平成十五年三月で償還については終了しておるということでございます。

○四番（国実久夫君） 起償の償還が終わっているとのことです。これを有効利用してほしいものです。現在はどのような状況ですか。利用方法等ありましたら、知らせてください。

○都市計画課長（松岡真一君） お答えいたします。

その前に、先ほど「十億」と申しましたが、実は「九億」でございました。訂正させていただきます。よろしく願いいたします。大変申しわけありません。

それから、埋立地の現在の利用でございますけれども、現在は貸し付けを行っております。恒例となりました別府クリスマス花火ファンタジアの会場を初めといたしまして、貸し付けを行っておりますが、これは無償の貸し付けを行っております。それから、これにつきましては、大体今まで六十六件、累計で六十六件の貸し付けとなっております。それから、また有償で行っております。有償につきましては、一応公共的な事業についての貸し付けをするということでございまして、国道の整備であるとか、それからいろんな公共工事の資材置き場ということで有償でそういう業者の方に貸し付けております。これが大

体今までが四十二件の累計でありまして、金額では大体九百五十万の貸し付けということになっております。

○四番（国実久夫君） 事業費が「十億円」と聞きまして、私の調べたところでは「九億円」となっております、一億も違うなと思ったのですけれども、金額を聞くと、十億も九億も何か変わらないような錯覚になります。（発言する者あり）いや、「九億円」と聞きました。

そこで、一般開放については、考え方がありませんか。

○都市計画課長（松岡真一君） この土地の一般開放のお尋ねでございますが、現在、この土地につきましては企業が進出したしましても、速やかに対応できるように、また現場が国道十号線の隣接地でございますので、ほこりなどが舞い上がらないようにということで、くぼ地に仕上げさせていただきます。そのくぼ地のレベルでございますけれども、大体国道十号線より一・八メートルぐらい下がった状態で仕上がっている箇所があります。半分が大体そういう箇所でございます。このために台風とか高潮がありました場合に、それから満潮時に、その半分の土地につきましては、大体海水が少したまるような状況が発生しております。車が入り込むと、はまり込むというような状況も出ております。そういうことでございまして、埋立地を利用するネックという形にはなっております。

それから、先ほど私も公有水面の埋め立てでということで申し上げましたけれども、これにつきましては、公有水面埋立法の二十九条の一項により、埋立地の用途と異なる用途につきましては制限があるというふうになっております。そういうことでございまして、私どもは、公用または公共の用に供するときはこの限りにあらずということで、この中に一つ条項が加わっております。この条項を使いまして、公共のときには一応お貸しするというのでございまして、そういう条項を適用いたしまして、一般には開放しないというような状況で今推移をしております。

○四番（国実久夫君） 我々、南部地域に居住する者として、あの一等地が十年近くも放置状態にあるということは、本当に忍びがたいものです。耐えません。柔軟な対応をお願いしたいものです。今後の活用についてお聞きしたいと思います。

○都市計画課長（松岡真一君） お答えいたします。

今、埋立港、背後地の利用につきましては、商工課の方が、企業誘致担当を張りつけて誘致をやっておりますが、御存じのようにこういう経済状態でございます、うまくいっていません。今後の活用につきましては、私どもといたしましては、基本的にこれは北浜地区の沿岸の要するに施設であるというふうに考えております。それから、今回御存じのように国の直轄の海岸のいろんな工事が出ております。これは海岸保全施設整備工事でありまして、この工事が北浜旅館街のところに始まります。それから今度、北浜の浜脇寄りのところにも始まります。それからもう一件、北浜のヨットハーバーが、今度はヨ

ットハーバーの整備として工事が始まります。そういうことでここは埋め立てをした段階からしますと、非常に新しい状況が発生しております。そういうことも含めまして、今後は北浜地区のウォーターフロント開発計画というふうに位置づけておりますので、国それから港湾管理者であります県、そういう方々と協議をいたしながら、私どももこの事業を、この事業といいますか、土地の有効利用につきましては、やはり一応は埋め立て目的、それに沿った中心市街地の活性に持っていく方向が必要であるというふうには考えております。

○四番（国実久夫君） 市当局の考え方も、多少なりわかりました。でも最後に、市長が先日申しましたように、PFI事業、民間資金で社会を整備する事業、受託した民間業者が資金を調達する、そういうことができるようになったと新聞でも述べています。こういうことを活用しまして、早急にあの場所を利用していただきたいものであります。市長、何か考えがありましたら、お願いします。

○市長（浜田 博君） お答えをいたします。

この楠港埋立地の今後の活用についてでございますが、私も就任前から、この用地の活用は、やはり別府の核になるなということを十分認識をいたしておりまして、今、建設部次長の方からお答えがありましたが、私も企業の誘致とか埋め立て目的等については、過去の経過をいろいろお聞きをいたしました。私としましては、今後は別府の港湾計画の変更を視点に入れた中で、今PFI方式等々も提言もございましたし、活用に入れて考えていきたい、このように考えております。この埋立地の海岸部、北浜地区で国直轄の海岸の保全施設の整備事業、さらには北浜ヨットハーバーの拡張工事、北浜地区のウォーターフロント開発計画がもう始まっておりますから、そういう市として埋立地をどうするのが一番いいのか、何が一番いいのかということ国、いわゆる大分県を初めとして、当面、市議会の皆さんと十分相談をさせていただいて、関係機関の御意見、さらには御指導をいただきながら、そしてさらに周辺住民の皆さんの了解はもとより、観光・商工等の関係者、含めて早急に調整を図りながら進めていきたいという気持ちでございますので、よろしく願いいたします。

○四番（国実久夫君） 市長の考え、ありがとうございました。

まだ二十分ほど残っておりますので、最後に一言述べさせていただきます。私の質問を終わらせていただきます。

私は、市のこういうことの打ち合わせのために職員の方々と接しまして感じました。一人一人は非常にいい方ばかりです。それが、市役所ということの全体になると、何となく一般市民としても歯がゆい思いをします。どうか本当の市民のためになるように、市長とともに手を取り合って立派な別府市をつくりたいと思っております。ありがとうございました。（拍手）

○三十一番（村田政弘君） 浜田市長におかれましては、激烈な選挙をクリアし、そして大差をもって御当選されたことを、心からお喜び申し上げたいと思います。

私は、いつも選挙は台風のようなものだ、このように言っておりますが、選挙直前の他会派に対する攻撃、批判、もろもろを考えますと、人間社会の修羅の場である、このように考えますが、台風一過、選挙が終わりますと、実に静かになってくる。これが四年に一回の選挙だと思っておりますが、いずれにしても新市長誕生ということで、市民はもとより各方面の方々が、浜田市長の政治姿勢、どんな人であろうかなということで、いろいろ注目しておると思います。

そこで、私も支持者の一人ではありますが、市長と懇々と話したこともそんなにありませんので、政治姿勢について若干お尋ねをしますが、その前段として、議長に年寄りの冷や水ということで一言おことわりをして、前段のまくら言葉を並べさせていただきたいと思えます。

選挙の最中もそうでしたが、年寄り、年寄り。私も、どこに行っても一番若くて通った男が、五十年たったら、どこへ行っても最高齢になりました。十日前に八十歳になりました。だから、若いとは言えません。しかし、問題は中身だろうと思う。（「そう だ」と呼ぶ者あり）政治は、継続は力である、こう言われております。中身が問題だと私は考えるわけです。

そこで、私が議員になったときに生まれてない議員さんがたくさんある。（笑声）どこかこちらの方の議員さんが、四代の市長に仕えた、このようにおっしゃったけれども、私はもう一段上で、私一人が五代、荒金市長時代から議員歴を持っております。ところが、私は幸か不幸か、一期に当選したときに同級生、いどこ、はどこ、部長、課長、もう一つ上もおりました。だから当選した次の日から、よいよいという流れの中で暮らしてまいりましたから、政治力は、むしろ今よりも発揮できた、このように考えております。

そこで、「年寄り、年寄り」と言われますから、冷や水を御披露しておきますが、選挙前は九月議会、十二月議会、三月議会にわたって爆弾発言をさせていただいた。若い者に負けないほどの発言力を発揮したつもりです。一週間前に「切腹」をしました。まだ病人です。だけれども、やむにやまれぬ気持ちで一般質問を続けております。我々より前の議員は、議長経験者は一般質問をしないというのが通例であった。一人二人の例外はありましたが、ほとんど議長経験者は一般質問をやらない。これを破ったのが私です。（笑声）過去二十八年間に一般質問を辞退したのは一回か二回かしかありません。ほとんどやっております。これがいいかどうかは別として、そういういうならば一般質問の記録保持者といってもいいのではないか思うのです。

それから、本省陳情。私ほど、たくさん本省陳情をやっている議員はいないはず。それは今から述べますけれども、厚生省に国保会計の改善のために二度の陳情をやりまし

て、特交―特別交付税―を五千万と、もう一口は一億二百万の計一億五千二百万のつかみ金をいただきに参って、成功した経緯がございます。これを初めとして自衛隊の跡地の移転問題、公有地七万五千坪の払い下げ、この陳情に荒金市長、脇屋市長、両時代に佐藤文生を中心にして大蔵省の主計局、福岡の施設局、防衛本庁ですね、それから南九州財務局、第四師団等々にたくさんの陳情のお供をしました。それから農林省、中央競馬会、自転車振興会、もろもろのところにも陳情に同行し、あるいはこっちがお願いに参ったことがあります。今、この席におられる議員の方で私より上に行く人はいないはずですが、私は自慢するのではないけれども、（笑声）私を乗り越えて若い議員がさらに発奮・努力してくれることを期待しているんです。

それから、現在の常任委員会の取り扱い。一年交代で四年で一回りする。これも私が先輩議員に進言して条例制定にこぎつけた。

それから、一般質問の時間。今、一時間でやっておりますが、私が一年生のときには、有名な共産党の美口光男さん、社会党の永野忠彦さん、この二方が、美口さんは一人で三時間二十分、永野さんは二時間四十分。これにこたえて当時の自民党系の議員が相談して、時間制限を始めた。それが現在続いている。

それから、市役所の移転の特別委員会の副委員長をさせてもらって、これで随分とあちこちに陳情に参りました。

もろもろを含めて、今の若い議員さんはチャンスもないけれども、みずからチャンスをつくるという努力をしていただきたい、このように願って（発言する者あり）申し上げますと一時間や二時間で済まぬけれども、本論に入らせていただきます。

さて、浜田市長の政治姿勢について、たくさんの方々がいろいろと御質問をしておりますし、ダブる面も若干ありますが、角度を変えて質問をさせていただきますが、市長の後援会と申しますか、「夢と希望を実現する会」という名前であったと思うのですが、これの会が後援会なのかどうかよくわかりませんが、過去、中村市長時代あるいは井上市長時代に、選挙の前後は後援会は必要であろう、しかし、通常時期になっては後援会の存続がいいとか悪いとか、いろいろ議論があったのですが、浜田市長はどのように考え、どのようにしようとしておられるのか、お尋ねをしたい。

幾つか、続けてまいります。さらに、私が前期の終盤で献金問題を常に取り上げてまいりました。浜田市長は、献金についてどのようにお考えをしておられるのか、どのように対応しようとするのか。私は一銭も考えておりませんというのか。当選したばかりで腹が決まっていなくてもいいかもしれませんが、おおむねの考え方が聞けたらなと思っております。特に前市長は、職員からの献金がかかりあった、この問題。それから企業献金、これは全国多々あるわけですが、最近問題になっておる入札受注者との絡みの問題等々あるわけですが、基本的な献金のお考え方をお示しいただければな、このように考えます。

それから、さらに退職金の問題が、先刻猿渡議員さんからお話がありましたが、もちろん報酬審議会の答申等々ありますけれども、選挙の最中にある候補者は、自分が当選したら退職金は辞退しますというような発言をしておられた方がありましたが、そう簡単には辞退できないと思う。しかし、手続きを踏むならばできないことはないはずですが、もとも別府市の市長の退職金は、市長の月額報酬掛けることの百分の七十掛ける四十八カ月、三千二百数十万円ー税込みですがーちょっと高い。私に言わせると、ちょっと高い。というのは、大分市長が百分の六十三、別府市が百分の七十。県下十一市の他の市長は、ほとんどが百分の五十。竹田市のみが百分の四十ということで、別府市は、同列の市町村に比較してやや高いのではないかなという気持ちがございますが、市長のお考えがあればお聞かせをいただきたい。

とりあえずそこまで。

○市長（浜田 博君） お答えをいたします。

その前に、大先輩の村田議員におかれまして、別府市議会の歴史といいますか、村田先輩の数々の実績、御功績を拝聴することができまして、ありがとうございます。お礼を申し上げます。

では、質問の一点目でございますが、後援会の問題でございます。

後援会については、選挙のときには確かに後援会が主体となって選挙を立ち上げていただくということは、これまでも私も経験をいたしております。後援会の主体的な動きというのは、私は選挙のときだけでいいのではないかなと、基本的には思っております。今回、今後も、しかし後援会としては存続はしていきたいと思っておりますし、ただ存続の仕方として、小さな後援会事務所といいますか、看板事務所は設置をさせていただきますが、後援会に専従の人員を配置したり、そこでいわゆる市政の窓口になったり、そういう状況はつくりたくありませんので、考えておりません。後援会の皆さんも行政には口を出さないという、そういうスタンスでしっかりと私を温かく見守っていただいているものと確信をいたしております。私の政治姿勢の中で、やはり賛同していただける部分の皆様方が意見を言える場として、会議等にその事務所を使わせていただく、そのくらいの利用を考えておる状況でございます。

それから、二点目の献金の問題につきましては、御案内のように業者、さらには市の職員からの献金、これは受ける気持ちはありません。

それから、三点目の退職金問題でございます。

これ、高い安いという判断、さらには類似都市との比較等を十分配慮していただきたいという気持ちは十分あるわけですが、七番猿渡議員の質問にもお答えしたとおり、私の基本姿勢というのは、やはり市民参加の市政を進めるという考えでありますから、特別職等の報酬審議会の条例の中で報酬等は、退職金についても十分に御論議をいただきたい。そ

の審議内容について判断をさせていただくという姿勢で臨みたいと思います。

○三十一番（村田政弘君） それから、次にまいります。市長の行財政改革に対するスタンス。いろんな方々が質問をされておる、また今後質問が出る予定ですがけれども、選挙中に、ある支持者が、「浜田市長が誕生したら行革は十年おくれるぞ」という話があちこちに出ました。私は、絶対にそれはあり得ない、行財政改革は時の流れであるから、だれが市長になってもやめるわけにはいかない。ただし、新市長が誕生したら、勉強し準備をするために一年ぐらいのおくれはあるかな、それはやむを得ないのではなかろうか、しかし、避けて通れる道ではないということを強調してまいりました。その点について何点かお話があったようですが、もう一度的確に御答弁をいただきたい。

○市長（浜田 博君） お答えいたします。

先日も答えましたように、行財政改革の歴史、その効果については十分に認識をいたしております。行財政改革というのは、今お話のとおり行政の永遠のテーマでありますので、今後とも積極的に取り組んでいきたいと考えております。現在、別府市の行財政改革の推進審議会において行革大綱の見直しを行っておりますので、見直し答申の趣旨に沿った行財政の健全化に努めてまいりたいと思っております。

○三十一番（村田政弘君） 余り深くは追及しませんが、いずれにしても今後、日本全国、大分県、別府市を問わず時代は大きく変わりつつある。これを察知しながら、また会計事情の逼迫等々を含めて大胆に慎重に、積極的に取り組んでいただくことをお願いして、市長の政治姿勢については終わりたいと思います。

さて、次は観光問題に対する市長の基本姿勢ですが、商工会議所、観光協会、旅館組合を初めとする業界の方々のかなりの部分が現職支持に回ったことは、御承知のとおりです。「全部」とは言いませんが、「かなり」と言っておきたいと思いますが、そこで、観光振興に努力するためには、業界と一体になって車の両輪として動く必要がある、動かざるを得ない。それができなければ真の観光振興には至らないというのが私の気持ちで、市長も各団体等々にあいさつに回ったようですが、ただ一遍のあいさつで済むのか済まないのかわかりませんが、いずれにしても別府市は、「国際観光温泉文化都市」という看板を掲げております。同時に、では観光以外にないのかといった場合に、静かに精査するならば、別府市は保養都市というか療養都市というか、現在の実情を調査するならば、別府市で生活する人口数、むしろ観光業に携わる人以上に病院関係等々に従事し、生活の糧としておる方の方が多いのではないかなという気もいたしておりますが、いずれにしても国際観光温泉文化都市ということで観光立市ということですから、観光に力を入れざるを得ないし、それ以上のものはないわけですから、ぜひとも早い時期に業界との融和策をとりながら、また業界としてもいつまでもにらみ合っておってももうかる仕事はないはずですから、当然市と提携しながらやってくれると思いますが、ぜひとも二回といわず三回とい

わず足を運んででも基本に徹するようにお願いをしたい。

その次に、まあ「観光、観光」と言っても分野がもう無数にあるわけですね。しかし、イベントは四つ五つありますけれども、なかなか歴史のあるイベントが少ないために、自画自賛のイベントのような感じがしてならない。何十万、何百万と集めるような伝統的なお祭りまでには育っていない。育てようにもなかなか育たない。一方で時代は刻々と変わる。「日当幾ら出すのかな」というような話が出てくる間は、イベントもなかなかうまくいくわけがない。そこで、当面考えられるのは、ピーコンをいかに活用するか。今度できる新体育館・別府アリーナを先頭として、突破口としてエンジンをかけるのが早道ではなからうかなと考えるわけです。

そこで調べてみますと、今、新体育館に一応予約を受けているだけで三十三ですか。全国大会、西日本大会、九州大会、県大会、地方大会、合宿等々で三十三の予約があると言われておる。そして、これに要する補助金四百七、八十万計算されておるようですが、これも大変だけれども、誘致するからにはやむを得ないと思いますが、これに対する波及効果約二億二千万が見込まれておるようで、さらにさらにこの新体育館をPRしながらエンジンをかけていくのが早道かなと、いろいろ考えるのです。それからピーコン、ああいった大会議室的なものは、竣工から三年ぐらいは大体順調というか、そこそこ利用がある。それから先が正念場と。そして、一時落ちたけれども、関係者の努力もあったのでしょうし、またサッカーの大分大会誘致等々の影響も受けたのでしようが、若干持ち直したと言われる中で、これに甘んじることなく、さらにさらにエンジンをかけていくのが早道であり、当然のことではないかなと。できるならばスポーツ観光、各施設、各施設といえば野球場、プール等々を初めとして各施設を充実。しかし、小さい金ではできない。千葉の幕張のような条件のいいところでは、あの会場が常に回転している。別府の七、八倍あるわけですけれども、ああいう大都市のまねはできませんが、でき得るならば各メーカーの展示会等々展示観光、会議観光、あらゆる観光面の努力をしていただきたい。そういう中でさきの人事問題が発覚して、あの方にはやめていただいたそうだが、新しく募集して新体制を築きつつあると言われておるが、それはそれで大変結構で、とにかく努力以外にないと思う。小さなことでも大きなことでも、常に目を見張って情報は徹底的に集めて、徹底的に攻めてみるという努力をしながら観光努力をしていただきたい、このように考えるわけですが、市長の所感があればお聞かせをいただきたい。

○市長（浜田 博君） お答えをいたします。

最初に、市内の関係団体との連携の問題でございます。

私自身は、現在、御心配をいただいた選挙のしこりは無いというふうに認識をいたしております。将来の別府市においても、観光の繁栄・発展なくしては活性化を期待することができないということは当然でございますし、そのためには行政のみならず別府商工会議

所、さらには別府市観光協会、別府市旅館ホテル組合連合会等との同様の認識、価値観を共有しながら諸施策を展開していかねばならないと考えております。就任以来、私も一回でなくて何度もお会いをいたしております。そういう中で経済団体お三方とも、しっかり別府市政を支えていただけるというお話もいただいておりますし、連携も深めているというふうに私は認識をいたしております、今後ともこのような団体と一層の協調・協力、そして連携を図りながら、観光・経済浮揚に努めてまいりたい、このように考えております。

それから、二点目の祭り・イベントの問題等につきましては、もう先日来お話をしていますように、この一年間、見直しの検討委員会を早急に設置をしながら、今大きな祭りが春、夏、秋、冬とあります。四つを三つにするのか二つにするのか数の問題と中身の問題、いろんな批判もいただいておりますが、そういう検討委員会の中で十分検討いただく中で、別府ならではの、別府にしかないような、そういう市民総参加型のお祭りなりイベントができないかな、そういう考えの中で御検討をいただくようになっておりますので、御理解をいただきたい。

三点目の、ピーコンと今度アリーナの競合の問題等々につきましては、担当の方からお答えをさせていただきたいと思っております。

○観光課長（吉本博行君） お答えいたします。

ピーコンプラザの件でございますが、もう八年を経過いたしまして、これまでの稼働率と申しますか、利用率と申しますか、直近三カ年を見ますと、平成十二年度で約七四％、十三年度で七一％、十四年度で七八％と、そういうふうな結果になっており、今後、会議、コンサート、講演会等の開催場所として、現在もその存在も定着、御認識していただいているのではないかと存じております。今後、このような分野の御利用について、さらにPR・誘致を重ねてまいりたいと考えておりますし、またアリーナとは共存共栄で相乗効果を発揮できるように、ピーコンとしては頑張っていきたいということでございます。

○スポーツ振興課長（田仲良行君） お答えします。

別府市の総合体育館につきましては、七月から供用開始をするわけでございます。平成十五年度におきましては、村田議員さんが申されましたように、現在三十三大会の誘致を予定いたしております。その経済効果も二億二千万円でございますけれども、市の方針といたしましても、この施設を屋内スポーツの核施設として、今後もイベント誘致に頑張っていきたいと考えておりますが、スポーツ観光の面から一言申し述べさせていただきます。

スポーツ観光の立場から、現在、別府市のスポーツ施設は整備の途中であります。完成すれば、北浜ヨットハーバーの海のマリンスポーツ、また野口原グラウンド、実相寺サッカー場を初めとするほかの屋外スポーツ、また先ほど申し上げました総合体育館を核とした屋内スポーツ、スポーツ観光の施設として我々も誘致活動に取り組んでいきたいと思っております。

おります。また、この施設がフル回転できますれば、別府観光の活性化が図られるものと確信をいたしております。また、これらの改修は、スポーツ観光を奨励する上で、市民の健康保持・増進はもとより、スポーツ観光を推進して市の経済の活性化を図っていきたい。特に実相寺のサッカー場、野口原の陸上競技場の芝面におきましては、現在、サッカーの大分トリニータがJ1ということで、公式試合もビッグアイの方で年間十五試合が予定されていますが、その対戦チームのJ1チームの練習会場として、現在、観光課と連携をとりながら誘致活動を続けているところであります。

○三十一番（村田政弘君） いずれにしても、ピーコンにしても体育館にしても、大事なことは営業です。営業活動に力点を置きながら、フル回転に向かって頑張ってください。これが陰に陽に、別府観光に貢献することは間違いないと思います。御努力をお願いいたします。

次に、先ほど話の出ました楠港の跡地、さらには温泉プールの跡地、もう一つは、民有地ではありますが、駅前の近鉄跡地。別府市に課された三つの大きな問題。前市長も努力はされたと思うけれども、解決できないままに去っていった。浜田市長が、この中の一つでも二つでも、なおよければ全部解決するならば、名市長として別府市民から大賛成を受けることは間違いないと思うのだけれども、世の中はそう甘くはないと思うのですけれども、前市長時代に、プールの跡地、これは約二千坪あるのです。しかし、大規模な施設をつくるためにはやや中途半端、いわゆる駐車場の確保等々を考えると若干手狭です。しかし、若干の経費は増すと思うけれども、げたばきの建物にして、一階をすべて駐車場にする。また、後ほど話が出ますけれども、夜間の場合はラクテンチの営業がほとんどないので借りることも可能ではないかと思うのですけれども、いわゆる上人ヶ浜に美術館がある。これは寄附を受けた建物をとりあえず利用するために美術館に使っておるけれども、海岸に美術館があるということは非常に問題があるわけです。海の潮風のかげんで、余りよくない。また、大分方面から進行してくる車については、なかなか入りにくい。こういった問題等々を考え、さらに、サザンクロスの中にある図書館、先刻話が出ましたけれども、駐車場問題云々というけれども、駐車場問題だけでなく蔵書の面積すら思わしくない。長期的に考えるならば図書館も移転・整備すべきだと私は考えておる。さらに福祉会館、いろいろ施設内容に問題もある。一方通行でバスの寄せ場がない等々。それで、前市長に提言をしたけれども、時間切れで終わっております。

浜田市長が就任して間もないけれども、今後時間をかけてもろもろ研究する中で、もしその気があるならば、幾つかの問題を総合して総合ビルというか雑居ビルというか、当初あの跡地は、脇屋市長は会議場をつくりたいと言ったのですけれども、ピーコンとの兼ね合い等々もあって話だけに終わった。その後、温泉博物館の話も出た。これも消えちゃった。等々ありますから、もしラクテンチを考えるならば、温泉博物館を含めたもろもろの

施設を雑居させる一大ビルというか、少なくとも四、五階のビルを建ててはどうかと私は考えるのですけれども、もし当局側にその後研究したことがあるかどうか、また考えがあれば御答弁をいただきたい。

続いてまいります。ラクテンチの問題、これは私も三月議会でちょっと触れました。何せ問題が足元過ぎて手前みそになるから言いにくいので、長年遠慮をしておったのですけれども、今のラクテンチの内情、周辺の状況等々を考えると、大変な事態に切迫してある。そこで、見て見ぬふりができなくなったから、あえてラクテンチ問題に触れるのですけれども、私の想像が当たるか当たらないかわかりませんが、ことし、来年ぐらいが山場ではないかな。だけれども、民間企業だからどうにもならないではないかという理論と相反するわけです。考えてみると、戦前からずっとつながっているのですけれども、昭和二十六年に大蔵省から払い下げを受けてラクテンチが遊園地としてオープンして、いうならば向かい風を受けて、他の地域は空襲を受け、その他で立ち上がりができなかった間にラクテンチが立ち上がった。押すな押すなの盛況であった。それにさらに高崎山のおサルさんの出現、その後のサファリの問題等々で非常に順風満帆であった。ところが、長期低迷の不況の影響と最終的に打撃を受けたのは、日出のハーモニーランドの出現です。私に言わせるならば、県が民業圧迫をした。第三セクターでハーモニーランドをつくってラクテンチに大打撃を与えたという問題を考えるならば、県も全く素知らぬ顔をしておれるのかなという気もするのですけれども、民間事業と公共との絡みでそういう簡単ではないと思う。しかし、もしラクテンチが破産ということになった場合の別府市に対するイメージダウン等々を考えるならば、そう簡単に「そうですか」では済まないのではないかな。ところが、長崎のハウステンボスですら、「別府さん、頑張りなさい」と言っておった長崎が、今大変な事態になっている。別府がこのような事態になっても不思議ではないのですけれども、もう行き着くところしかないのかなと残念でたまらない。

市にはもろもろの陳情、八項目か九項目かの要望を出してあるらしいけれども、明確な物差しがまだ示されていないようですが、最終的に民間事業だから放っておくしかありませんというのか。県と相談しながらでも何か対応策を考えたいというのか。別府市の都市計画図面を見ますと、あの一帯は乙原公園といって緑で塗ってある。悪く言えば勝手に塗ってあるのだが、何ら手だてがないのが実態です。何か答弁があれば答弁をお願いします。

○助役（大塚利男君） お答えいたします。

ラクテンチ問題につきましては、きのうも私が御答弁させていただきましたので、私の方からお答えをさせていただきます。これについては、先日ラクテンチの社長さんともお会いして若干お話を聞いた経緯がございますが、具体的なお話は、まだその中では承っておりません。したがって、ラクテンチの支援につきましては、きのうもお答えしましたように、私どもの財政情况等、また諸般の事情をいろいろ勘案しながら、別府市として

何ができるかを今後も模索してまいりたい、このように考えております。また対処につきましては、市議会の皆様方と十分御相談して対応してまいりたい、そのように考えております。

○企画財政部長（須田一弘君） 温泉プール跡地利用につきましての、その後の検討状況あるいは基本的な考えということでございます。

この温泉プール跡地の利用につきましては、市の内部におきまして、跡地利用検討委員会というものをつくりまして検討してまいりました経緯がございますが、その中でもいろいろな案が出ておりますが、まだ結論が出るに至っているような状況ではございません。さらにまた、いろいろな文化施設等につきましても、文化施設の調査委員会というのをつくりまして、先ほど議員さんがおっしゃられましたような図書館あるいは美術館等におきまして、現状あるいは問題点を調査する中で、単独でつくった方がいいのか、あるいは複合化でつくった方がいいのかということで種々検討してまいったところでございますが、温泉プール跡地にこのようなものをつくるのだというような最終結論には至っていない状況でございます。この温泉プールの跡地利用につきましては、本市のまちづくり大計の中でも重要な位置づけが必要ではなかろうかと考えるところでございます。こうした中で先ほど指摘がありましたように、美術館あるいは図書館等におきましては、この議会の場でも、手狭であるとか、駐車場が狭いとか、便利が悪いとかというようなことも論議されまして、さらには市民からもいろいろな苦情が寄せられているような状況でございます。したがって、今後の跡地利用計画につきましては、駐車場等いろんな課題が掲げられておりますけれども、先ほどの三十一番議員さんの御提言がありましたような総合ビルといいますが、美術館あるいは図書館を含めました施設の複合化も視野に入れながら内部で鋭意検討してまいりたいと考えています。

○三十一番（村田政弘君） できることはできる、できないことはできないのだろうと思うけれども、具体的なラクテンチからの申し入れはないのですか。文書で過去に七、八項目の要望書が出ておったのではないのですか。

○農林水産課長（宮津健一君） お答えをいたします。

ラクテンチの方から、ことしの二月十九日付で市長あてにお願いの文書が来ております。また、二月二十六日付で観光経済部長あてにも要望書という形で文書が参っております。また、こういう文書以外にも、我々担当者レベルでいろいろ会議を行いまして協議をいたしております。その中で、では市がというか、別府市民がどういう形でラクテンチを支援できるのか、もろもろ協議をいたしました。ラクテンチ側の要望につきましては、市長あての要望書にもありますが、これからの長期の経営の回復を含んだ要望でございますが、我々事務レベルでの話の中で一番問題になったのは、今別府市民、市役所を含めてどういう形でラクテンチに対して支援ができるのか、その一点でございました。そういう意味合

いで一番求められているのは、別府市民がラクテンチに行こう、ラクテンチを使おう、ラクテンチに入場してもう一度ラクテンチのよさをかみしめてみようではないか、そういう意見が出ました。そういう意味合いの中で、先日、部課長会の方にもそういう入場券を購入する、これは一つのイベントつきの入場券があったわけですが、そういう支援をしていこう、またラクテンチ側にもそういう経営努力といいますか、いろんな署名運動をする中でも市民の方にも呼びかけてもらいたいというふうな取り組みをお願いしたわけでございます。

また、そのほかにも教育委員会の方に対しましても、市内の小・中学校の生徒さんにラクテンチにどんどん行ってもらおう、そういう取り組みもお願いをしております。また、市外につきましても、別府市長また観光協会とか、そういう市内の団体の長の連名で県内の自治体にもラクテンチの利用の促進に対しまして支援をお願いしております。

そういったことで、今できること、また、これから長期にわたっての経営努力に対しましても、別府市としてもできる限りの支援をしていこうということで、そういう事業を行っております。

○三十一番（村田政弘君） 時間がありませんから終わりますけれども、余り冷たくしておると、別府市に迷惑がかかるような結果になることを恐れておるわけです。民間だから放っておけばいいのではないかと。それはそれで手はつきませんが、そうなると、最悪事態に突入するおそれは十二分にあるわけです。さっき私が言ったように、ハーモニーランドが致命的な打撃を与えたという現実があるわけです。県と相談しながら知恵を絞っていただきたい。以上で終わります。

○十四番（野田紀子君） 日本共産党の野田紀子でございます。一般質問をさせていただきます。

質問通告の順番を変えさせていただきたいのですけれども、一、四、二、三の順番でお願いをいたします。

まず最初に、高齢者の福祉につきまして、介護保険制度について質問をさせていただきます。

二期計画の中身につきまして、私どもは、高齢者の立場からよりよいものにするためにと、前任期中にも再々質問をさせていただきました。今後も職員の皆様の御協力をどうかよろしくお願いを申し上げます。

議長のお許しをいただきまして、先ほど資料を差し上げておきましたけれども、お配り願います。よろしくお願います。まだ先の方で使う資料です。

介護保険料は、今年度から所得が二百万以上二百五十万円未満の階層が、これまでの第四段階から第五段階に移されました。実質的に保険料が、この段階の人たちは値上げになっております。九百三十八人がこれに該当をするそうです。そもそも介護保険料の徴収は、

住民税非課税などの国が税金を払わなくてもいいと認めた高齢者あるいは無収入の高齢者からまで徴収する一方で、一千万円以上の高額所得者も二百万の所得者も同じ介護保険料という、大変荒い刻み方で保険料が決定されております。六段階などに所得階層を細分化して、所得の低い人には保険料を安くし、高い人には高くと保険料を設定する方が、市民の納得を得られるのではないのでしょうか。

○介護保険課長（杉田 浩君） お答えいたします。

保険料の所得段階は、標準の五段階で実施をしておりますが、制度におきまして六段階の設定も可能となっております。この六段階方式につきましては、五段階で設定した場合と比較しまして、所得の高い被保険者層から多くの負担を求めることとなる一方、低所得者層につきまして、より低い保険料とすることが可能と言われております。全国におきまして、第一期の保険料設定時点で十市町村が導入しておりました。本市におきまして、第二期の事業計画策定に当たり、策定委員会におきまして、六段階方式導入につきまして検討いたしました。第一段階及び第二段階の低所得者層が全体の五〇％を超えている状況下におきまして、六段階の保険料設定は、所得境界の設定が難しく、なじまないものとの意見をいただいたところでございます。一方、第二期の事業計画におきましては、六段階の保険料を導入した市町村が、全国で二百三十団体となっております。市といたしましても、平成十七年度に事業計画の見直し作業を予定いたしておりますので、この第三次の時点で再度六段階方式設定につきましても検討いたしたいと考えております。

○十四番（野田紀子君） これは第三期計画で検討されるということでございます。介護保険財政の中でいかにやり繰りをしていくかというところで、おのずと限界もあろうかと思っておりますので、この二期計画の間、さらにじっくりと検討されるようお願いいたします。引き続き、特別養護老人ホームについて質問をさせていただきます。

介護保険二期計画になりましてから、特養ホームの個室化あるいはホテルコストなどということが取りざたされておりますが、この個室化の目的は、そもそも何でしょうか。

○介護保険課長（杉田 浩君） お答えいたします。

特別養護老人ホームは、これまで相部屋の施設が大半でございましたが、今後はできるだけ在宅に近い生活と、入所者一人ずつの生活を尊重した個別ケアが実現できるよう、個室と少人数の家庭的な雰囲気の中で生活できるスペースを備えたユニットケアを実施する新しい形態の特養ということでございます。小規模生活単位型施設ということで、従来の特養とすみ分けをするようにしているわけでございます。

○十四番（野田紀子君） いかにも特別養護老人ホームでの生活の質を高め、住みやすい施設にするというように聞こえますけれども、この個室化ということで、低所得者にとっての金銭的な負担はとなると、市の方では予想しておられるのでしょうか。

○介護保険課長（杉田 浩君） お答えいたします。

この小規模生活単位型の施設では、個室と共同生活室にかかる費用は、居住費として四万円から五万円程度が利用者の自己負担となります。ただし、低所得者に対しましては、所得段階に応じた加算による補助を通じて居住費負担が軽減されます。軽減額は一万から二万程度となっていますが、やはり低所得者には影響が大きくなると考えてはおります。

○十四番（野田紀子君） 介護保険制度が始まる前から特別養護老人ホームは、入所の順番待ち、待機者という人たちが、そもそもの特養ホームの定員以上の数おられて、入所できるまで一年待ち、あるいは二年くらい待っているという現状でございますが、現在の特別養護老人ホームの待機者は何人でしょうか。

○介護保険課長（杉田 浩君） 約四百人でございます。

○十四番（野田紀子君） この四百人というのが、どこでもいいからとにかく早く入りたいたいと、あちこちの施設に重複して入所希望を申請しているという人たちを省いて、重複入所希望を省いて四百人ということではございましたが、去年、おととしと比べまして、この待機者の数があたかも減ったかのように見えますけれども、特別養護老人ホームの別府市の定員四百三十八人と同じような数のやはり入所待機者がおられるわけです。ことし三月三十一日現在の数を市内のある特養で伺いましたところでは、定員の一・八倍の待機者がおられるということでした。その特養では、一人一人に「本当に入るのですか」とか「よそに申し込んでないですか」みたいなことをお尋ねして出した数ということでした。

厚生労働省が昨年八月に省令を改正して、これまでの申し込み順の入所ではなくて、必要性が高いと認められる入所申し込み者を優先的に入所させるようにと、施設に義務づけるという新しい基準をつくっております。県もこれに基づいて入所指針というものをつくったはずですが、ことしの四月からの入所基準、この新しい入所基準で待機者にどんな影響が現実出ておりますでしょうか。

○介護保険課長（杉田 浩君） 施設入所の必要性の高い人が優先的に入所が可能となり、保険者としては、この改正は期待できるものと考えております。なお、この改正に伴い県が施設調査をいたしました、別府市で今すぐ入所を希望する人は二百人程度と判明しております。

○十四番（野田紀子君） 二百人という人が、今すぐ入りたいと希望を出しているということですね。この入所基準、施設同士の話し合いとかいうようなことでしたけれども、それぞれの入所基準の公開というのは、市はどうするのでしょうか。

○介護保険課長（杉田 浩君） お答えいたします。

国の通知によりますと、入所基準は公表するとともに、施設は入所希望者に対してその内容を説明することとなっておりますので、それぞれの施設では公開が可能と思われま

○十四番（野田紀子君） 入所できるかできないかという分かれ道の基準になっておりますわけで、これに情実が絡むとかいうようなことが万一にもあってはならないと思います。

市もこの基準の実施が公平に行われるように指導と助言をするべきかと考えますけれども、その用意は市の方にはございますでしょうか。

○介護保険課長（杉田 浩君） お答えいたします。

入所基準は、県の方で指針を作成し、その指針に沿って各施設が要綱等を定め、入所検討委員会の中でその指針に基づいて入所順位を決めることとなっていますので、決定に当たりましては、透明性及び公平性が確保できるものと考えております。別府市といたしましても、これらの入所委員会において検討された記録等を監査することとしております。

○十四番（野田紀子君） よその市町村の施設では、インターネットで入所基準の個別評価とかいうのを公開しているところもございますので、参考のためにお知らせをしておきます。

特別養護老人ホームでは、介護はもちろんのことですし、衣食住さらには緊急の場合の医療も整っております。しかも一日二十四時間、三百六十五日サービスが受けられます。これは在宅では望むべくもなく、連続的で総合的、そして介護というプロの援助が得られるからこそ、介護度が一であろうと、あるいは五であろうと、介護度にかかわらず入所希望者がふえる一方になっているのではないのでしょうか。県みずからの調査で、今すぐ入所したいと希望している人が二百人となっているのに、県も市もこれをどうするという事もなく、入所基準をいかに云々しても、待機者が減ったわけではありません。仮に優先の枠に入ったとしても、すぐに入れるのではなく、枠から外れた人は特別養護老人ホームが増設されない限り、いつまでも入所できない、入れないのではないのでしょうか。特別養護老人ホームの十四年度の目標が、別府市の場合三百八十六人で、十五年度目標が三百八十五人と書いてありましたが、県の調査分だけでも二百人の待機者がいるのに、この目標でどうやって待機者の解消を図るのでしょうか。私どものもとにも、何とか特別養護老人ホームに入りたいという方の切実な訴えが再々寄せられます。

徘徊をする介護度一度で痴呆の八十八歳の夫と、この介護を八十歳の妻が、まさに「老老介護」なのですが、在宅で介護しておりましたが、妻の方は倒れてしまって介護度三になりました。やむを得ず嫁に行った娘が、母親は療養型病床の病院へ入れて、父親の方はみんなで介護をし、二年待ってやっと特別養護老人ホームに入れました。四月から、母親の方も老健施設の方に入れました。この八十代の老夫婦は離れ離れになって、この年から考えても、恐らくそれぞれの施設がついに住みかになることではないかと考えられます。

介護保険制度では、六十五歳以上の方が介護を受けられるのですが、それ以下でも脳血管障害などで介護保険の適用になります。四十代の女性で蜘蛛膜下出血がもとで寝たきりになったと。入院していたのですが、もう六カ月たったし、介護の方に移ってくださいと病院の方に言われたのです。療養型病床群の方に移るわけで、そうすると一カ月六万ないし七万は少なくともかかるのです。この方は障害者年金がもらえない。国民年金を掛ける

余裕もなくて掛けてなかったので、全く障害者年金が出ないのです。在宅介護は、仕事を持つ夫にはとてもできた話ではありません。お金はなく介護が受けられない。こういう方は本当に制度の谷間でどうすることもできず行き場がありません。その上、この入所新基準は、介護度また介護している人、家族の状況、待機期間、それから在宅サービスの利用状況、これを数字にして、それを足し合わせて点数の高い人順に入所基準を決めております。ですから、例えば介護度五度なら三十点、それから在宅サービスを利用しているのが、利用限度の八割をしていれば三十点、二〇%、二割以下の人は十点であると、こういう点数を足し合わせるのです。

介護保険法は、そもそも施設でも在宅でも、だれでもどこでも自分の都合のいいところを選べる、介護度一から特養ホームにも入れるのですという触れ込みで始まったのです。そういう建前になっております。ところが、この入所基準では、介護度一度とかいうのであれば恐らくずっと最後の方に、入所順番は最後の方になるのですね。これでは入れません。介護保険法にもこれは違反しているのではないのでしょうか。これが裁判ざたになったら、どうしようかと思うくらいです。待機者は、本当にふえるばかりです。特別養護老人ホームの増設がどうしても必要です。ですけれども、国も県も待機者の何やらもっともらしいこの基準とやらをつくって、入所順番を入れかえて、施設不足の実態を隠して、入所できないその責任を介護現場に押しつけております。特別養護老人ホームの負担は月六万円程度、いろいろ雑費など入れて六万円程度にはなりません。今年度、市内にもあちこちに建設が始まっておりますし、もう入所している方もおられますが、痴呆性老人のグループホーム、それが一カ月十四万から十五万円の負担になっております。個室の新型特養は、月ほぼ十一万程度ではないかと考えられます。所得に応じた負担で利用できる特養ホームを初め、グループホームや、あるいはケアつき住宅の福祉施設の整備があって、初めて人間らしい余生が送れるのではないのでしょうか。介護二期計画において特別養護老人ホームも、あるいは養護老人ホームもベッド数が全く以前と比べてふえていないということは、高齢者の暮らしを国、県、市が保障する気がないことをあらわしていると思わざるを得ません。二期計画の始まり、この十五年度におきましても、施設の増設を引き続き強く要求をいたします。

○議長（清成宣明君） 休憩いたします。

午後三時 一分 休憩

午後三時二十分 再開

○副議長（野口哲男君） 再開いたします。

なお、この際、議事進行のため、あらかじめ会議時間の延長をいたします。

○十四番（野田紀子君） では、引き続きお願いいたします。

さて、その施設入所ができないとなれば、一割の利用料を払って在宅サービスを受けざ

るを得ません。その在宅サービスは、二期計画においては、一期計画のときよりも利用者にとって利用しやすくできるような施策がありましたでしょうか。

○介護保険課長（杉田 浩君） お答えいたします。

在宅サービスをもっと利用されやすくするための施策でございますが、きめ細かいサービスの普及には、ケアプランの充実にあると考えますので、ケアプランを作成するケアマネジャーの育成・指導に努めていきたいと考えております。

○十四番（野田紀子君） 在宅サービスを普及し、もっとたくさんの方が受けるようにするには、介護を受ける側が介護利用料が払えるようにならなくては、どんな立派なケアプランをつくっても絵にかいたもちになってしまいます。先ほどお配りしました資料をごらんください。

介護認定を受けた人というのが、白杵市は高齢者の一七・六％、大分が一七％、別府は一五・七％。認定を受けた中で介護を利用しない人が、白杵が二二・四％、大分一七・一％、別府は二八％。介護認定を受けて在宅サービスを利用するという人が、白杵五八％、大分は六三・四％、別府は五〇％。このような比較で、別府が格段に介護利用が少ない。言い換えれば認定を受けても介護を受けない人が多い、その原因をどう見られるでしょうか。

○介護保険課長（杉田 浩君） お答えいたします。

介護保険制度も三年を経過しまして、制度は確実に浸透しつつありますが、一方では、認定は受けましたけれども利用していない人もあることは事実でございます。理由としましては、今のところ必要ないとか、病院に入院しているとか、今のところ家族介護で何とかやっていけるとか、他人を自宅に入れたくないとかというような理由でございます。したがって、今後は介護者の体力の低下により家族介護ができなくなったり、要介護の悪化等によりサービスの利用もふえてくるものと推測しております。

○十四番（野田紀子君） 先ほどおっしゃったような理由は、ほかの都市でも同じような心情があるはずで、特に別府で介護利用が少ないという理由にはならないと思います。介護保険料の所得段階で第一段階の生活保護を受けている人、そして老齢福祉年金の方ですね、第二段階の世帯全員住民税非課税、これが全体の別府の場合は半分以上になると先ほどおっしゃいましたけれども、別府市と全国の平均、何％でしょうか。

○介護保険課長（杉田 浩君） お答えいたします。

平成十五年度当初賦課によりますと、別府市の第一号被保険者は三万百十七人で、第一段階の人は千六百五十六人、割合としましては五・五％です。第二段階の人は一万四千八百九十一人、四九・四四％、合わせて五四・九四％となっております。全国平均値は三五・七％となっております。

○十四番（野田紀子君） そのとおりです。別府市は、実に高齢者の半分以上が所得第一、

第二段階を占めております。在宅介護は、必要なだけ受けたいだけ受けられるのではないのです。介護度によって制限があります。制限以上に受けるときは一割負担という保険が効かなくなって、全額自己負担になります。ところが、認定を受け在宅介護を受けた人、これが別府市で平均すると、この利用制限額の三九%までの利用になっております。制限以上どころか、制限の四割以下となっているのを、どう考えられますでしょうか。

○介護保険課長（杉田 浩君） お答えいたします。

支給限度額につきましては、サービスの利用が偏らないようにという趣旨に基づいたものでございますので、限度額との割合に対してといいますより、利用率の向上に対しましては工夫していきたいと考えております。

○十四番（野田紀子君） 先ほどから申し上げておりましたが、特別養護老人ホームの入所新基準も、入所前の在宅利用の多い人が入所基準の点数も高くなります。所得が低く在宅介護を利用できない人は、入所についても大層不利な扱いを受けるということについては、どう考えられるでしょうか。

○介護保険課長（杉田 浩君） お答えいたします。

利用度だけからすれば御指摘のような懸念もございますが、入所基準は、在宅での利用度のみが基準ではございませんで、在宅での環境、例えば独居なのか、介護者がいるのかいないのか、その他要介護度なども基準となっております。また施設によりましては、痴呆の程度も判断基準に採用している施設もあると聞いておりますので、それらを総合判断しまして、施設サービスを受ける必要性が高いと認められる人から優先的に入所することとなり、施設入所の円滑な実施ができるものと考えております。

○十四番（野田紀子君） 入所の新基準については、八割利用した人が三十点とか、先ほど申し上げましたように、あるいはまた十点と明確に決めてあります。介護利用料を払えない所得の低い人ほど不利であるというのは確実ではないでしょうか。介護利用が別府市がほかの都市と比べて少ないのは、この所得第一、第二段階にある低所得者が半分ということだからです。一割の介護利用料を払えないから、必要な受けたい介護も我慢しているのです。だからこそ、利用限度額の三九%までの利用になっているのです。利用率の向上を目指すのなら、利用料の負担を軽くすることに努めていただきたい。年金も引き下げられる中で、在宅の介護報酬の方は引き上げられております。今年度からホームヘルプ利用負担が、これまでは三%だった方も六%と、倍になるという方もおられます。高齢者の介護利用を、これからどうやって保障していく考えでしょうか。

○介護保険課長（杉田 浩君） お答えいたします。

訪問介護、ホームヘルパーによるサービスは、介護保険制度の導入に伴う利用者負担の激変緩和の観点から、利用者負担について軽減措置を講じたもので、その目的から、当面は三%とし、その後段階的に引き上げ、三年を経過した今年度からは六%の軽減になりま

す。また、平成十七年度から一般の人と同様一〇%とすることが決められております。したがって、国も利用者負担の激変緩和の観点から、五年間の経過措置を設けて漸次引き上げているわけですので、その点は対象者の方にも御理解をいただきたいと考えております。ただ、障害者に対するホームヘルプサービスは、五年間は変わらず三%のままの軽減措置となっております。

○十四番（野田紀子君） 激変緩和といいますが、負担をほんの少し先延ばしにしかただけのことではないでしょうか。先々年金がふえる見込みというのはほとんどありませんし、逆に今年度から減らされたわけです。三月議会でも議案提案をさせていただきましたけれども、所得第一段階、第二段階の在宅サービス利用料負担を一〇%でなく一律三%にする減免が、十五年度予算ベースで約七千三百万円ということでした。高齢者の暮らしの実態から見ても、介護利用料の負担を軽くする政策が必要とは考えられないでしょうか。少なくとも三月に議案提案をした当時におきましても、全国で八百二十五自治体で利用料の減免、あるいは軽減を実施しております。

○介護保険課長（杉田 浩君） お答えいたします。

低所得者にかかる利用者負担の軽減については、第二期介護保険事業計画が始まったばかりで、今後の保険給付に要する経費の推移を見守りながら、また現在実施している低所得者対策等の兼ね合いにも配慮することも必要ですし、市の財政状況等もございますので、このことにつきましては、県内十市の状況等を踏まえ、今後の検討課題とさせていただきたいと考えております。

○十四番（野田紀子君） もし市長、何か御意見がおありでしたら……。 （「同じです」と呼ぶ者あり） よろしいですか。

では、やはりこの利用料の負担というのは、非常に重いものになっております。これからも減免について、議会でもまた訴えをさせていただきたいと思っております。

続きまして、緊急通報システムについてお願いします。

緊急通報システムは、第一期福祉計画で平成十六年までの設置目標が一千台になっております。第二期計画での目標と、現在の設置台数及び待機者数、通報システムをつけてもらうのを待っている待機者数というのは何人でしょうか。

○高齢者福祉課長（伊豆富生君） お答えいたします。

第二期老人福祉計画では、平成十九年度までの設置台数を千三百台と定めております。設置状況でございますが、今年四月一日現在八百四台を設置しております。また、待機者数ですが、約百九十名となっております。

○十四番（野田紀子君） そうしますと、平成十五年度現在では、全高齢者の二・六八%に緊急通報装置が設置されたということになるのですね。今後、この百九十人の待機者についてどのような解消策、みんなに、この百九十人に、緊急通報装置を行き渡らせるため

のどのような対策を考えておられるのでしょうか。

○高齢者福祉課長（伊豆富生君） お答えいたします。

平成十五年度の新規購入する緊急通報システムのアダプターは、八十台を予定しております。また、その中で転出や病院の長期入院また施設等の入所、そういう方々の空きアダプターと申しますか、これが八台から九台月平均ございまして、それを年間通しますと百台弱。ということになりますと、今年度購入の八十台を合わせますと、約百八十台が今年度つくものと考えております。

○十四番（野田紀子君） この緊急通報システムの利用状況と申しますか、実際の利用状況を教えてください。

○高齢者福祉課長（伊豆富生君） 先ほど申しましたように、八百四台の装置をつけていますが、十四年度中に受信した件数は三百四件であります。その内訳といたしましては、救助や救急車の手配などが三十四件、お年寄りが誤ってボタンを押したなどの件数が二百六十一件、その他電気器具の故障などの相談が九件、トータル三百四件を受信したというふうになっております。

○十四番（野田紀子君） 過去のこの緊急通報装置の利用状況を見ましても、誤報、つまり間違いが本当の通報の四、五倍あるということですが、タクシーに連絡が行くということから、救助依頼の誤り、誤報と本当の知らせ等を振り分けて救急車の到着を早めるということもできますし、高齢者の命にもかかわる通報手段が、この緊急通報システムでございます。

現在の八百四台は、ひとり暮らしのお年寄りの一六・八六％に設置しているということになるのですけれども、私のもとへも、設置してほしいというお願いと申しますか、問い合わせがありまして、先日、そのお年寄りと一緒に民生委員さんの方にお問い合わせに行きました。その民生委員さんがおっしゃるには、最近希望者がふえて、一年半くらいかかりますよと、大層気の毒そうにおっしゃいました。これは希望者がふえるはずだと思うのです。昔のように隣近所というものがあればともかく、御近所づき合いがなかったり、あるいはあってもお互いお年寄りばかりとか、急病で倒れたら外との連絡というのは本当にとりようがないのです。お年寄りは、常に万一ということを心配しておられます。その万一のとき、緊急通報システムがある、あるということは、もう本当に大変心強く、精神的な支えになっております。いざというとき助けてくれると思われているのに、この通報システムが全県で六百台の枠、大分県で六百台の枠と申しますから、その枠を市町村で分け合う、県に任せると申すのでは、らちが明かないのではないのでしょうか。今年度は百八十台設置できると考えられるのでしたら、いっそ市費単費を投入してでも補正予算を組んで、あと十台分組んで百九十人の待機者を今年度解消してしまう、そういう措置を講じていただきたいですが、いかがでしょうか。

○高齢者福祉課長（伊豆富生君） お答えいたします。

この緊急通報システムでございますが、これは去る議会においても、この御質問は承っております。その中で、やはり命に関する問題ということで、私どもも認識をしておりますが、御本人の状況あるいは健康状況とかそういうものを調べるといふか、そういうことで配食サービスとか、あるいは老人クラブによる友愛訪問とか、そういうふうなものの手立てもしておるところでございます。

単費で百九十台を解消してしまえという御意見のようですが、補助率、そういうものの中から我々は精いっぱいのことをさせていただいております。平成十四年度は六十台、十三年度は五十台、十二年度は五十台というふうに、年々我々は、今、ことしの八十台というふうに規模を増加をさせております。また県にもそのようにお願いをしてこういうふうになっておりますので、よろしく御理解のほどをお願いいたします。

○十四番（野田紀子君） インターネットの方を見ておりましたら、情報通信活用事例集というのが出てまいりました。これに「大分県別府市」と称して大分県別府市ひとり暮らし高齢者等緊急通報システム、タクシー会社へ委任ということで、大変うまくいっている事例として紹介をされております。これが総務省東北総合通信局とかいうところが出しているのですけれども、こんなふうに全国でも特例として挙げられるほどすぐれたシステムと思いますので、ぜひ県の方にも強く働きかけて、この待機者を一掃、一掃というところなんです。待機者全部に行き渡るようにしていただきたいと思います。市長さんが新しくなったところですから、特に念入りをお願いをしておきます。

続いて、高齢者の健康維持につきまして、お願いします。

三月議会でも申しましたけれども、別府市の第二期別府ゆうゆうらくらくゴールドプランでは、十九年度の健康診査の受診目標が四八・〇％で、十三年度の平均五四・一％よりも低いのです。十三年度の県の平均五四・一％よりも低いのです。保健師、栄養士の現員は何人でしょうか。

○保健医療課長（伊南忠一君） お答えいたします。

保健師は、現在保険医療課では八名でございます。

○十四番（野田紀子君） 栄養士は。（発言する者あり）栄養士は何人でしょうか。

○保健医療課長（伊南忠一君） お答えいたします。

栄養士は、正規職員ではございませんが、嘱託で一名でございます。

○十四番（野田紀子君） 訪問指導は、この健診受診目標四八・〇％という、その健診受信者から訪問指導対象者を把握して訪問するとなっております。たださえ低い受診率の少ない人数の中から訪問指導の対象者を選んでいたら、効果的な保健福祉サービスはとてできないのではないのでしょうか。今年度で言いますと、要指導者で五十一回、寝たきりの人の訪問を二十回、痴呆高齢者六回、介護予防で一回、介護する家族で一回。この数字だ

聞いていると、一カ月の訪問回数と間違えそうです。今年度に健康別府21を策定すると予算が計上されておりますけれども、現在の保健師、栄養士の現員で健康別府21での九分野における目標値を定めて、市民に働きかける保健医療の専門家としての責任が果たせるのでしょうか。市民の健康を維持するためには、こんな少ない専門職員では到底足りないと思います。交付税の算定では、十万人当たり保健師は十四人ということでした。別府市ではほぼ十七人になるのではないかと思うのですが、それで間違いはないでしょうか。

○保健医療課長（伊南忠一君） そのように思っております。

○十四番（野田紀子君） 市民みずからの責任で健康を維持するというのが、この健康21のモットーなのですけれども、そのためには保健師、栄養士などの保健医療の専門家が効率的に働いて、市民が健診やあるいは健康相談をする場としての保健センターがどうしても必要でございます。保健センターの建設と保健師、栄養士などの増員の要求をいたしますが、見通しはいかがでしょうか。

○保健医療課長（伊南忠一君） お答えいたします。

さきの三月定例会でも申し上げましたけれども、本年度平成十五年度の採用で栄養士が一名と保健師二名が一応採用されております。ただ、保健医療課の方に全部配置が来るかどうかわかりませんが、今後の異動待ちということになるかと思っております。

それから、もう一点の保健センターが必要ということでございますが、野田議員からはこの件に関し何度も質問をいただいております。保健医療課といたしましても、保健センターの必要性は十分に認識いたしているところであり、最重要課題として受けとめているところでもありますので、浜田市長にも重要課題として報告はいたしております。

○十四番（野田紀子君） 重要課題ですので、しっかり頑張って建てるまで行きたいと思っております。

続いて、高齢者の生活実態調査ということにつきまして、お話をさせていただきたいと思っております。

高齢者の生活や健康について質問をさせていただきましたけれども、介護保険あるいは緊急通報、健康21にしても、市内のすべての高齢者の実態を調査する必要があるのではないのでしょうか。

ここに平成二年三月に出してありますが、別府市の高齢者の生活実態と意識に関する調査報告書というものが出ております。実にこの調査は小まめに高齢者の声を集めて記録してあります。少子・高齢化と鳴り物入りで宣伝されているようですけれども、客観的に別府市の実態をとらえた統計というのは、今ないのではないのでしょうか。この報告書、調査の目的は、市内に居住する在宅高齢者の生活実態と意識を明らかにし、今後の別府市における高齢者福祉を効果的に推進するための基礎資料を得ることを目的として実施した、と

いうふうになっております。これが、平成二年三月で中村市長のときでございます。調査の内容が、七十歳以上の在宅高齢者全員です。民生委員さん、皆さん、協力いただいてアンケート用紙を配り、面接して回答を書き込みということで、この回答率が、一番悪くて八八・九%、一番いいところが九五・六%の回答率です。介護保険のお年寄りの調査にしても、これは保険として成り立つための調査であります。老人ホームに入所したいとか、あるいは利用したい在宅福祉サービスなどの高齢者の声を直接聞くべくありません。今年度予定してある健康21のアンケートは、全市民のうち三千二百五十人からのアンケートであって、仮に統計学的に十分な数だとしても、高齢者の暮らしの実態をつかむということとはできないと思うのです。この調査を見ますと、私はこれが情報公開室に一冊だけあったのをちょっと借りてコピーをさせていただきました。これ、市の職員の方にも大変利用されていて、書き込みまでもあります。緊急のときの連絡ができないという人が、七十歳以上に一六・二%あったと。その実際の人数は「千六百八十二」と、人数を鉛筆で書き込んだのが所々方々にこの中に残っております。自力で避難できるか、火事の際に避難できるか。できないという人が一二・三%、これは「千二百七十五」と、それだけいるという数字を書き込んであります。保健婦による訪問指導をしてもらいたいのか、一一・四%、九百十五人のお年寄りがそれを希望するとなっております。

この平成二年のような綿密な調査をすれば、高齢者の声なき声、あるいは要望として社会に向かって言うすべを持たない声、人間らしい生活のできないような住まいや、あるいはまた火事になれば焼け死ぬような住まいの状況も掘り起こせるのではないですか。市ではそれぞれの課で必要な調査を皆さんしておられるようですけれども、そのときどきの個別の調査では、高齢者全体を見渡して福祉計画を立てるということは、かなり難しいことではないでしょうか。課によって細々と調査をすると、またそれだけむだな労働というか、時間もとります。この調査は平成二年三月の調査からもうすでに十年以上にもなろうというのですから、再調査をこれは民生委員の皆さんにお願いしてしたというふうになっておりますが、お願いしたいのですが、いかがでしょうか。

○福祉保健部長（岡部光瑞君） お答えいたします。

高齢者の実態調査の件でございますが、平成元年から二年にかけて行ったと、今から十四年ぐらい前になりますが、現在は介護保険制度や高齢者の福祉サービスが充実してきております。その充実によりまして、各地域に支援センターが設置されまして、その中にはそれぞれホームヘルパーやケアマネージャーがおりまして、その方がその地域の高齢者の実態把握をやっておる。それからまた、介護予防プランの作成や介護認定の申請まで、きめ細かいサービスを行っているのが現状でございます。在宅介護支援センターにおいて、平成十二年、十三年、十四年、三年間でここにお世話になって実態調査の把握をしたという人数ですが、三万八千九百三十九人という、こういう方々の実態調査を把握いたしてお

ります。今後、高齢福祉の施策を進めるに当たりましては、各地域の高齢者の実態把握をしている支援センターと連携をとって進めていきたいというふうに考えております。

○十四番（野田紀子君） 支援センターとか介護保険とかいうのではなくて、別府市が公の責任をもって全体をローラー作戦と申しますか、まんべんなく統計をとるというところに、別府市という公の責任があるのではないかと思います。また、これも引き続き求めていきたいと思います。

続いて、公共施設のトイレ、公園のトイレについてお願いします。

以前にも同じ質問をしましたがけれども、立派な公園が次々できるのに、あの公園のトイレは何とかならないのかと要望の絶えることがありません。清掃の請負業者は、去年度、今年度も同じですけれども、一週間に二回から十二回清掃まであります。この清掃の監査といいますか、チェックといいますか、これはいつ、だれが、どの程度の頻度でしているのでしょうか。

○公園緑地課長（田中敬子君） お答えいたします。

現在、市内には三十六カ所のトイレがございます。清掃につきまして、清掃業者の方に年間委託いたしておりますけれども、検査につきましては、清掃前の写真、それから清掃後の写真の検査はもちろんですけれども、公園緑地課の職員が毎月一回、六カ所から七カ所程度こちらで抽出したところの検査を行っております。また、それ以外ではトイレのある公園に課の職員が行った場合は、必ずトイレを見るようにいたしまして、汚れている場合には清掃業者の方に連絡をいたしまして指導いたしております。

○十四番（野田紀子君） そのチェックをされた場合は、きれいになったと認めておられるのでしょうか。

○公園緑地課長（田中敬子君） お答えいたします。

うちの課の職員が検査に行きまして、汚い場合はそこで指導いたしまして、公園緑地課の職員立ち会いのもとできれいにさせて、きれいになったことを確認いたしております。

○十四番（野田紀子君） 一週間に六回掃除をするということになっている海門寺公園のトイレは、車いすでも入れるようになっておりますが、毎日掃除しているというのは、だれが見ても思えないほど汚れております。新鮮な汚物がついているということではなくて、毎日の汚れが残っている。女性だとここはよくわかるのですけれども、掃除をしているとしてもかなり雑な掃除をしているようにあります。一週間三回の鶴見ヶ丘児童公園では、大層強烈な臭気がいたします。小便器の水洗が壊れているのかどうか、かなり長い間水を流したことがないようでした。一連小便器の壁にも床にも尿酸がこびりつき、びしょびしょと周囲は濡れております。清掃業者は、こういうこびりついたものを見て見ぬ振りをしているのでしょうか。同じ頻度の清掃でも、石垣の方の桐ノ木公園の方は清潔です。運送業の人が、別府じゅうで公園のトイレを借りるけれども、桐ノ木はいつもきれいだと言っ

ておりましたから、やっぱり新しくきれいなトイレというのは、これ以上汚すまいという心理もありましてか、新しい方がきれいなようです。私は幾つか公園のトイレを見て歩きましたけれども、床などの掃除しやすい部分、掃除しやすいところはしてありまして、便器の方はくっついて取れない汚れが取れておりません。手を洗う流し、小さな四角の流しがトイレというか、建物の中の一角にあるのですけれども、どこのも緑色のこけか、あるいはかびのようなものがいっぱい生えております。これは、長い間洗っていないからくっついているのです。かなり手抜きの掃除をしているのではないかと思われました。こういう公共施設の、まして土足で入れるようなトイレといえますのは、つくった方の市の苦心、あるいは維持費の苦心にもかかわらず、市民の方のマナーの悪さとイタチごっこです。イタチごっこなのですけれども、清掃業者にも請負金として六百万も払っているのですから、むだにならないように、抜き打ち検査ももっと再々機会があることに必要でしょうし、あるいは、また掃除業者をかえるというか、そういうことも考えられたらいかがでしょうか。

○建設部次長（亀岡丈人君） お答えいたします。

私も以前、公園緑地課長を仰せつかった時期がございます。隣におります十五番議員さんからもたびたびその指摘を受けております。これは業者のチェック等も当然やるべきで、抜き打ち的に私ども、職員にやらせることがたびたびでございます。そして、これは年間契約でございまして、月払いで支払いしております。その折に支払い調書というのが回ってくるわけですが、私いつも言っておったのですが、公園内の汚れた箇所のトイレの状況が、清掃前・清掃後という写真が回ってくるわけですが、議員さんが今御指摘のこれは新しい……

○副議長（野口哲男君） 十八番後藤健介君。（発言する者あり）

○十八番（後藤健介君） 今、こちらの方から執行部の方の席を見ておりますと、本当に皆様お疲れで、特に浜田市長さんには、まだお慣れになっていないので、まさに眠気との闘いで地獄の責め苦であろうかなと御同情申し上げます。たぶん「議員であればよかったに、市長になったばかりに、地獄の責め苦にきょうも耐えなむ」というのが市長のご心境かなと思うところでございます。

（議長交代、議長清成宣明君 議長席に着く）

それで、大変恐縮でございますが、市長への質問の順番を変えさせていただきたいと思っております。二番、三番、四番を先にやらせていただきまして、前段は、ゆっくり市長にはお休みいただきまして、最後の市長の政治姿勢については、市長みずからの御回答をいただきたいと思っております。

まず、二番目の自衛官募集に関する法定事務の履行についてでございます。

御承知のとおり自衛官募集は、法定受託事務となっておりますが、まず、この法定受託

事務の細部について御説明をいただきたいと思います。

○生活環境部次長（高橋 徹君） お答えいたします。

自衛官募集に関する法定受託事務につきましては、自衛隊法第九十七条の一項に、都道府県知事等が処理する事務として定められております。「都道府県知事及び市町村長は、政令で定めるところにより、自衛官の募集に関する事務の一部を行う」とあります。また、自衛隊法施行令百三十五条に、「同法施行令第百十四条から百二十条までの規定により、都道府県または市町村に処理することとされている事務には、地方自治法第二条九項一号に規定する第一号法定受託事務とする」と規定がされております。

そこで、法定受託事務として定められている具体的なものにつきましては、百十五条に、志願票の提出に伴う応募資格の審査及び志願者への受験票の交付事務、それから百十六条で、志願者の本籍及び当該市町村にない場合には、その調査を志願者の本籍に問い合わせる事務、それから百十八条につきましては、二等海士として採用する海上自衛官、または二等空士として採用する航空自衛官の募集に関する事務等々が定められているところでございます。

○十八番（後藤健介君） 今、大体この条文の書かれてある事務の内容について御説明をいただいたのですが、主としてこれは市民課が担当課になるかと思いますが、現在、自衛官募集事務の履行状況についてお聞きしたいと思います。

○生活環境部次長（高橋 徹君） お答えいたします。

今、議員さんおっしゃるとおり、市民課の方でこの事務を履行させていただいております。別府市の場合におきましては、自衛隊の大分地方連絡部の別府募集事務所がございしますので、そこと連携をとりながら行わせていただいておりますが、現在行っている事務といたしましては、主なものは市民課の窓口自衛官のパンフレットを置いていること、それからポスターを掲示していること、それから、市報等により年二回募集のお知らせをしているというのが主な業務となっております。

○十八番（後藤健介君） 当然、国の委託事務でありますから、これには国の予算もわずかながらもついておると思うのですが、それはどのような形で執行されておるのか、お聞かせいただきたいと思います。

○生活環境部次長（高橋 徹君） お答えいたします。

予算につきましては、自衛官募集事務委託金として、毎年約七万数千円の金額が入ってきております。これにつきましては、防衛庁の募集事務地方公共団体委託費事務処理要綱に基づきまして処理をさせていただいているところでございます。

○十八番（後藤健介君） 大変、スズメの涙と言ってもいいほどの予算でこの事務を委託するというのも――委託する方でございますが――お国の予算に限りがあると思いますので、自衛官募集に関する事務は今御説明いただきましたように、法律で定められた地方自

治体が履行せねばならぬ受託事務であります。一部のイデオロギー等に惑わされることなく、厳正に履行していただきたいという希望を述べて、この項は終わらせていただきます。次は、十文字原演習場に関連する周辺対策事業についてお聞きしたいと思います。よろしゅうございましょうか。

大体、全国の演習場等がある地方自治体には、周辺対策事業としていろんな形の事業がなされております。そこで、この別府の行政区域の中に幾つかの自衛隊関係の関連施設があるのですが、この周辺対策事業に該当する対象の施設、関連施設はどこどこなのでしょうか。

○財政課参事（大田英晶君） お答え申し上げます。

別府駐屯地、それから別府南駐屯地、これは別府自衛隊病院でございます。それから十文字原演習場が関連対象施設となっております。

○十八番（後藤健介君） 周辺対策事業として二つの大きな柱があるというふうに理解しております。一つは、生活環境の阻害などによる民生安定事業ですね、民生安定事業。これははっきり言えば迷惑料ですね。それから次は、演習場があるがためにその周辺がいろんな形で荒廃したり障害があつたりするための障害防止事業があるように聞いております。過去十年間においてこの別府市の行政区域、今御回答いただきました三つの関連施設に係する十年間の実績ですね、周辺事業の実績についてお伺いしたいと思います。

○財政課参事（大田英晶君） それでは、お答えいたします。

周辺対策事業としまして、民生安定事業の過去十年間の実績につきましては、平成七年度に水槽つき消防ポンプ自動車二千三百四十七万二千三百五十円でございます。それから、平成十二年度に高規格の救急自動車三千四百五十四万五千円で、それぞれ一台を購入しております。また、平成十三年度に防火水槽五基を二千七百七十八万八千六百十円で設置しております。それから、平成十四年度には別府市域全体に貢献できます消防緊急通信司令装置を一億七千二百二十一万五千七百五十円で設置しまして、総事業費は二億五千八百二万一千七百十円となりまして、そのうちの補助額は一億四千八百八十四万三千円となっております。それから障害防止事業につきましては、これは県の事業でございますが、大所地区のかんがい用水路、それから新川の砂防工事などを実施しております。

○十八番（後藤健介君） 聞くところによりますと、この防衛庁の行う周辺対策事業は、非常に補助率が高いということも聞いております。そこで、ちょっと関連になりますが、今、野田議員の方からひとり身の方の緊急発信装置の要望が随分多いのだが、需要になかなか追いつかないではないかという要望が出されておりましたが、この緊急通信司令装置、これは私ども、昨年、郡山市に見学に行かせていただきましたとき、これが、一一九番からぼんと出てくると、どこから出てきておるかというのが一発で画面に表示されて、非常にこの方に大きな力を発しているということも聞いておりましたので、たぶんこの消防通

信司令施設の運用を市長部局と一体となってやったら、民生の方にも大きな力を発揮してくるのではなからうか。この辺もあわせて、今後の運用に当たっての研究課題として、ひとつ研究していただきたいとお願いする次第でございます。

さて、十文字原演習場が、やはり一番大きな周辺対策事業の対象であろうと思います。自衛隊の方も細心の注意を払い周辺の住民の皆さんの理解を得ながら演習を実施しておりますが、やはり何といっても大きな騒音があります。これは射撃に伴う爆発音とか、それからヘリコプターが飛んでくるとちりが舞い上がるとか、大変迷惑をかけていることも事実であります。現在市として具体的な事業を起こす計画があるのかどうか、これについてお聞きしたいと思います。

○ 財政課参事（大田英晶君） お答え申し上げます。

現在、周辺地区からの要望等ございまして、検討中でございます。

○ 十八番（後藤健介君） 私も中央の方で直接これに、周辺対策事業に関連したことはないのですが、大体中央の方で予算をつけていくときに、まず非常にリードタイムが必要だということですね。例えば、ことしの大体十一月ごろに各自治体は、防衛施設局もしくはこちらでいうと熊本にあります陸上自衛隊の西部方面総監部ですか、ここに事業要望を出していくわけですね。そうしますと、それは来年五月からの十七年度予算の中に入り込むか入り込まんかの作業が始まっていくわけですね。そして、九月ごろから今度は防衛庁全体として概算要求で財務省の方に上げていく。そして査定を受けて、結局、一番早くても十七年度予算にこれが上がっていく。そうすると実際にそれが工事に移されていくのは十八年度になる。というのは、三年間のリードタイムをやらないと間に合わないのだということでございますので、やはりここは十文字原演習場の周辺をどういう形で周辺の住民の方の民生安定とかそういうことに寄与していくかということは、総合的な計画を立てないと、なかなか単発で出してもこれは実現は難しいということ、私の経験から申し上げたいと思います。

そこで、今一つは、後でつくった施設なのですが、やはりAPUの学生さんたちが授業をやっていると、そこに大きな音がするとか、ヘリコプターの音がするとかということで、これの音を遮断するための防風林であるとか、それからあの下には温水水源がありますが、その温水水源を涵養するための涵養林とか、こういうことも毎年これは継続して少しずつでもお願いしていけば、あるきちっとした十年単位とか、そういう事業も可能ではなからうかと思料する次第であります。

もう一つの考え方は、幸か不幸か十文字原演習場の周辺は非常に過疎化しております。そして、今は学校も分校もないような状況で、さらに過疎化するということは、御老人の世帯が多くなっているということですね。さらに無医村地区ですね、あの近所は。無医村地区なのです。ですから、ここでそういう地元の実態をよく調査して、それを根拠の一つ

の論理を築き上げることが必要です。すなわち、無医村なのだから緊急患者が発生したときには、亀川なり市内にあります大病院にすぐ搬送していかなければいけない。そうすると、ハイメディックアンピランスですか、高規格の救急車がぜひ必要なのだと、そういう論理づけをしていくと、防衛庁の方も非常にそれに対して予算がつけやすいし、また財務省の方も、これには予算がつけやすいということでもありますので、国を相手に予算を取るときは大きなプロジェクトのもとに要望を出していかないと、予算をなかなかつけてくれません。これは県に対しても同じだと思いますので、この点もぜひお願いしたいというふうに思っております。

以上、これについて何か回答ございますか。

○企画財政部長（須田一弘君） ただいまは、国の予算編成等の仕組み、あるいは防衛施設周辺の対策事業についてのいろいろな貴重な御示唆をいただきまして、大変ありがとうございます。

この防衛施設周辺対策事業につきましては、まず十文字原の演習と因果関係があるかどうかというのが第一の基準となりまして、そのほか認可条件についてもいろいろと条件といたしますか、制約があるようでございます。したがって、今後の事業計画等につきましては、本市が加入しております全国の基地協議会、そして大分県の基地周辺整備対策協議会等々を通じまして、所管の防衛施設庁に要望をしまいいりますとともに、このような因果関係とか認可条件の緩和等について要望をしまいいりますとともに、十文字原演習場の周辺地区の住民の方々、さらには十文字原周辺地区の対策協議会の方々の要望事項、さらに本市の別府市地域全体をも視野に入れまして、議員御指摘の点につきまして内部で真剣に検討をしまいいりたいと思いますので、今後ともどうかよろしく御指導のほどをお願い申し上げます。

○十八番（後藤健介君） それでは、次の質問項目に移らせていただきたいと思います。

四番目はSARS対策について。これは難しい正式名称がありますが、もう「SARS」ということで通させていただきます。

SARSにつきましては、六月十八日に世界保健機構でございますが、WHOが事実上の制圧宣言を発表しましたが、検査法はまだ確立していないため、症状の似ているインフルエンザと流行が重なれば大混乱を起こすおそれがあります。本市の対応について二、三伺いたいと思います。

最初に、大変新聞等では大騒ぎしたのでございますが、SARSの疑い例が発生した時点から、対処方法がどんなふうな形で流れていくのか。これについて教えていただきたいと思っております。

○保健医療課長（伊南忠一君） お答えいたします。

発生以降の流れについてでございますが、三段階に分かれているのではないかとわれ

ます。まず第一段階でございますが、SARS感染を心配する者が、中央保健所もしくは一般医療機関へは直接に行かず、相談をいたします。第二段階では、本人がマスクなどを着用し、他の人との接触を避けて一般医療機関を受診し、診察結果で医師の判断が疑い例の場合は、初診医療機関名を紹介いたします。なお、初診医療機関名につきましては、一般医療機関が中央保健所へ問い合わせ、紹介を受けることとなっております。第三段階では、初診医療機関で可能性例の判断が出ますと、県立病院の三養院へ中央保健所が搬送し、隔離をするようになっております。なお、初診医療機関で疑い例の場合は、自宅待機か症状によっては入院となるようになっております。

○十八番（後藤健介君） 今の答弁で、SARS感染を心配する者が、中央保健所もしくは一般医療機関へ直接に行かず電話で相談する、とありますが、これはどういうことなのでしょう。なぜ直接行ってはいけないのか、これについてお聞きしたいと思います。

○保健医療課長（伊南忠一君） お答えいたします。

ここが大事なところになるかと思いますが、もし本人が感染者であった場合、直接一般医療機関へ出向きますと、周りの人に感染するおそれがあることから、電話で症状の相談をした後、医師の指示に従い一般医療機関で診察を受けるためであります。

○十八番（後藤健介君） わかりました。要するに電話で相談しろということですね。勝手に最寄りのかかりつけの医者なんかには直接行ってはいけないよということなのですね。

そこで、初診医療機関が可能性例を診断する、とありますね。これが要するに中間結節、二段目ですね。まずは危ないなと思って中央保健所に電話をする。そうしたら、どこどこに行きなさいと言われる。そこが判断をするわけですね。この初診医療機関は、別府市に該当する機関があるのかどうか。これは特に名前を公表したりするのは、まだ差し支えがあり、とめられておるようでございますが、あるのでしょうか。それから、大分県では幾つあるのか。そして最後は、発症患者が隔離されて治療する県立病院の三養院ですか、このほかに最終の施設があるのかどうか、これについてお聞きしたいと思います。

○保健医療課長（伊南忠一君） まず最初の、初診医療機関名が別府市に幾らぐらいあるかということでございますが、これは県の方が指定するわけでございますけれども、これを一般市民とか県下全体に公表しますと、風評被害が出るというようなことで発表されなく、一般医療機関かその指定初診医療機関に紹介する場合は、保健所の方に問い合わせ、それから決めるということでございます。その数は複数になるのではないかとおぼれております。県下でも四病院か五病院ぐらいになるのではないかと、このように思われております。

○十八番（後藤健介君） 最終の病院は三養院だけですか、県立病院の。

○保健医療課長（伊南忠一君） 大変申しわけございません。今の県の指定では、県立病院の三養院で十床ほどあるというふう聞いております。

○十八番（後藤健介君） 今、答弁の中で、SARS感染を心配する者が、中央保健所へ電話相談し指導を受ける、とありますが、これは市役所とか、ほかに窓口はないのですか。

○保健医療課長（伊南忠一君） お答えいたします。

大分県では、健康危機管理基本指針を策定しており、その中に感染症危機管理がありますが、SARSについては、国より指定感染症として取り扱いの指示がありましたので、本市が指導する立場でないことから、相談を取り次ぐだけとなっております。

○十八番（後藤健介君） 幸い、今のところSARSの発生は、この別府地区、大分県地区でもないのですが、SARSが発生した場合、市民はどうしたらいいのかわからずにパニックになるのではないかと。ですから、相談窓口等の広報はどのようにしている。まず市民が、何か疑わしいなと思ったら、まず電話するのですか。直接最寄りの医療機関へ行ってはいけないというのですから、その窓口がどこかをどのような形で広報しておるか、お聞かせいただきたいと思います。

○保健医療課長（伊南忠一君） お答えいたします。

相談窓口につきましては、中央保健所を初め別府市医師会、各医療機関でございます。

広報についてでございますが、本市は、ホームページにSARS対策情報として、感染について、疑われる症状について、予防策について、連絡についてを掲載しており、公共機関にはパンフレットを掲示しております。

○十八番（後藤健介君） そのほかに、市として何か打った対策はありますか。

○保健医療課長（伊南忠一君） お答えいたします。

本市には外国から多くの観光客が訪れたり、また留学生も多いことから、これらに対する不安や正しい知識、対症方法についての解決策を探るべく、関係団体の皆様に五月二十七日に急遽お集まりいただき、緊急対策会議を開催いたしました。会議では、旅館ホテル組合連合会が、患者発生時の対症方法についてのパンフレットを会員に配布しているなどの報告がありました。

○十八番（後藤健介君） 今、大体SARSの対策について全体像がよくわかったのですが、今、課長の御説明によりますと、市民レベルのSARS対策のポイントは、市民が何か疑いがあったなと感じたとき、これは一つは発熱する等の身体的な兆候、それから、SARS流行地域へ旅行するか滞在して帰ってきて、ひょっとしたらという感染の不安があるとき、こういう市民が、最寄りの医療機関へ直接行くのではなくて、まず電話相談すること。ここが、ほかの病気とは全然違うところなのですね、ポイントが。ですから、この電話相談窓口を市民にいかに周知徹底することかが、私は、市の行政として一番重視して最も早急にやるべきことではなかったのかなと思うわけです。市民への周知徹底の手段として、市のホームページに掲載したとありますが、インターネットに加入している市民がどれだけおるのでしょうか。私もまだインターネットには加入しておりません。ですから、

インターネットに加入していない人は、それを知る手段というのがなかったのではなかろうかなというふうに思います。やはりここは、オーソドックスな行政組織、すなわち自治会組織や各種業界・団体とか市報の例えば号外版を発行するとか、それから公共交通機関や公共场所へポスターを掲示するとか、あらゆる方法・媒体を通じて速やかに広報する必要があったのではなかろうかということを感じる次第であります。

さて、私がこのSARSの問題を一番身近なものと感じたのは、実は新聞等を通じてではなかったのです。市に国際交流促進協議会がありますが、これの総会が五月の中旬にありました。いろんな国際交流に関する団体が参加しておりました。議事が終わった後に、一般的な話し合いになったとき、外国人SOSですか、ボランティアグループの方が、発言を求められまして、自分たちはボランティアで別府においでになる外国人に接触していくのだけれども、その中にSARSのことについて市はどうなっておるのだという質問が出るのだと。そういうときにどういう答え方をして、どう言ったらいいのだということの発言があったのですね。ああ、なるほどと、私もそこで初めて、これはよそのこととおったけれども、現実には別府市の身近な問題ということを感じたわけです。

そうしたら、その次に、杉乃井のホテルの代表の方がおいでになっていて、今、旅館業界ではどういうことをしておるか。どういう中央から通知が流れてきて、それに対して現地ではこういうことまでやっていますということの紹介がありました。

さらに私が感銘を受けたのは、当日、APUの学長さんがおいでになっておったのです。この学長さんが発言を求められまして、APUとして今とっておる措置を述べられました。一つは、次の夏期休暇には危険地域に指定されておるところから来ている留学生については、帰省帰国を自粛するように今指導しておりますと。次は、どうしても帰った人とか、九月には新たなる入学生が来るのですね、留学生の入学生が。これは百単位で来るわけです。そのとき、もちろん出国に当たっては相手国の医療機関とか保健医療機関からきちっとした証明とか検査を受けて来るのでしょうが、日本に到着し、学校に着いたら、その学生を自宅もしくはAPUにある学生寮に十日間隔離するのだ、待機させるのだと。そして、発病等の兆候が出なかったときに初めて一般の市内の下宿先とかそういうところに出してくるのだと。そのために今、学内にある学生宿舎ですね、寮を一つそのために空けておる。ここまで一私学が考えておられるのですね。これを聞きましたとき、別府市というのは、国際交流文化何とか都市と名乗っているが、非常に対応が鈍かったのではなかろうかな、このAPUの動きに対して本当に鈍かったのではなかろうかなということ、その場で感じまして、私も課長のところに行ったのです。そうしたら、課長も、こういうことで手を打っていますと言ったのですが、あえてこの一般質問で取り上げさせてもらった次第でございます。これについて何か課長、ありますか。

○保健医療課長（伊南忠一君） お答えいたします。

先ほど後藤議員がAPUの関係をお話しなさいましたけれども、別府市も立命館アジア太平洋大学等では、学生健康管理支援ネットワークというのを設けております。これには鶴見病院の明石先生や中央保健所、市と意見交換をしておるのですが、話の内容につきましては、先ほど後藤議員がおっしゃられました、現在は出国のストップをかけており、八月、九月の休みにも全学生に対し出国の自粛を流しており、やむを得ず出国し、入国した場合は、帰宅してから十日間の自宅謹慎を命ずるといような報告を、APUの副学長からいただいております。

我々も、もし病原菌が侵入したら大変ということで、観光協会や医師会、それから医療、大学関係や中央保健所と連携を密にするために六月二日に市と中央保健所が、また六月十二日は観光協会や旅館ホテル組合連合会も加わって、連絡システムの構築や責任分担などを合同で作成いたしております。

○十八番（後藤健介君） 遅まきながら、非常に総合的な今対策がとられているということで、安心しました。幸い今回は、何とか終えんしそうですが、また冬には大流行の可能性もあると新聞等では報道されております。

文藝春秋の六月号に、日本医科大学の高度救命救急センターの教授が論文を出されておまして、この方は、厚生労働省から委嘱されて、大規模感染発生時の緊急対応のあり方に関する研究とか、国内では発生が希少のために、知見に乏しい感染症対応のための技術的基盤整備に関する研究等の主任研究員を務められておる方です。

今回、国としてのSARS対策の中核となった方ですが、この方が、いろいろと述べられておる中で結論としてこういうことを言っていますね。国民一人一人が命の自己防衛の心構えを持つことが何よりも大切なのだと、国民一人一人がですね。そのためには手を洗うとかうがいをするとか、そういう非常に簡単なことを日ごろから国民が命を守るとい意識があれば、それで十分に感染症は予防できるのだということを言っておられます。ですから、今回のSARSの大感染は、幸いにして我が国は水際作戦で食い止めましたが、別府市としても、今回、国際観光都市としての特性があります。ですから、今回の教訓を生かし、今後これらのことには特に敏感になって、早目早目の手を打つことが必要かなというふうに思います。これをもって、この質問は終わります。

では、いよいよ最後にとっておきました、一番の質問でございます。

まず、市長の政治姿勢についてということで大変失礼でございますが、まず国旗・国歌に対する認識についてお聞きしたいと思います。

国旗及び国歌に関する法律は、御承知のとおり平成十一年八月十三日に公布されました。この法律の制定に至る間に、国旗・国歌に関しては国民の認識が必ずしも一致しておったわけではありません。いろんな意見がありました。

さて、その一例としてここに昭和六十年の別府市議会における一般質問での会議録がござ

います。質問者は、当時、社会党の市会議員であられた浜田市長であります。ここにその一部を紹介してみたいと思います。

多少関係のあるところでありますが、こういうことが議事録にあります。「公立の小・中学校の入学式や卒業式において、日の丸掲揚、そして『君が代』斉唱について、文部省が学習指導要領に関連して通知という行政指導で徹底を図ろうとしております。この学習指導要領の取り扱いの枠を大きく踏み越えておりますし、日の丸掲揚、『君が代』斉唱を義務づけるということになるわけですが、これは非常に大きな問題をはらんでいると思います」という発言をなさっております。

それから、こういうことも述べられております。「靖国神社の公式参拝が、大きな社会問題となっております今、この実現の時期と絡めて、文部省がこうした行政指導をするということは、これはやはりやり過ぎであろうと思うし、私から見れば国家主義復活が見え見えであるというふうに感じられるわけでありまして」というところも発言されています。

そして、最後のもう一つは、「日の丸・『君が代』というのは、戦前は軍国主義教育の道具に使われてきたということも事実であるし、特に中国、東南アジア等においては、この侵略戦争の悪夢と結びつけて受けとめている人がいるのも事実だと思います。『君が代』が、その歌詞・内容の果たしてきた歴史的な役割、そういうものからしてこれを復活させるということは、主権在民をうたう憲法の原理からいっても、また教育基本法の民主的な教育理念を私は否定するものだというふうに考えておるわけでございます」ということです。

おっしゃりたかったことは、一つは、学習指導要領でするのはいかなのではないかと、それからもう一つは、過去のこういう歴史があるぞということで、ここで市長の立場をひとつ弁護しますと、このときはまだ法律が制定されてなくて、何度も申しますが、国民の間にもいろんな意見があった時期でございます。

さて、平成十一年八月十三日の法律の公布に伴い、同年十二月三日、十二月の別府定例市議会において、本会議場に国旗設置式を挙行し、参加市議や市長以下執行部が「君が代」を斉唱したのであります。この快挙は、各種マスメディアを通じまして全国に紹介されました。私のところにもあちこちから電話がかかってまいりました。この報道に触発されたごとくに、その後、東京都、静岡の下田市、広島県、宮城県等が、議会の本会議場に日の丸を掲揚するようになっております。大分市議会については、県議会についてはどうか、私はその後知っておりません。

こういう経緯を通じ、このたび、別府市長として十二万六千人のかじ取り役になられた市長に、ここに改めて国旗・国歌についてのお考えをお聞かせいただきたいと思います。

○市長（浜田 博君） お答えをいたします。

たしか、私の市会議員時代の議事録を出されたと思います。当時は確かに、もう二十年

ほど前のことでございますから、当時の社会状況、さらにはいろんな法制化されてない以前の問題でございますから、そういった発言をしたことについては否定をいたしませんし、当然の私の社民党時代の方針として、そういった歴史上の問題、さらには学習指導要領だけなぜ教育のだけに強制すべきなのか、この辺の問題を指摘をさせていただいたというふうに私は認識をいたしております。

現在、国旗・国歌に対する認識というのはどうなのかという質問でございますから、私は、これまで慣習として定着をしてきた国旗・国歌、これは成文法で明確に規定することが必要とされまして、法制化を図る目的で、先ほど御案内のとおり平成十一年ですか、たしか八月十三日と記憶していますが、国旗及び国歌に関する法律が公布・施行された経緯については、承知をいたしております。法治国家である日本で、法で定められたことについては、しっかり尊重してまいりたい、このように考えております。

○十八番（後藤健介君） よく市長のお立場はわかりました。やはり「綸言汗のごとし」という言葉があります。綸言、天皇とか責任ある者が一度口から発した言葉は汗と同じで、もとには戻らない、二度と戻らないのだということでございますが、新たに十三万市民のトップに立たれたこの市長の言葉は「綸言汗のごとし」、もうもとには戻りませんので、ひとつよろしくお心、肝に銘じていただきたいというふうに思うわけでございます。

次は、市民の目線と地方行政の取り組みについてでございます。

今回の市長提案の中にも、この件についてはありますし、きょうまでいろんな形で市長の説明をお聞きしましたので、大体概要についてはわかりました。

そこで、しかしまだ抽象的で、まだ市長も、もう少しこれがずっと具体的にいろんな形で一つ一つの政策を当たっていくときに、どういう形の目線というものを合わせていくかということになるかと思うのですが、「目線」といいますと、色目、欲目、流し目とか、いろいろあるのですね。ここで肝心なのは、どの市民層に焦点を当てるのかということ、今は答えられなくても、やはり自分の政治の一つのバランスを置くちょうど中心点としては、私はお考えになっておく必要があるのではなからうかなと思うのでございますが、この点についてはいかがでございましょうか。

○市長（浜田 博君） お答えをいたします。

「市民の目線に立った市政運営」という言葉を使わせていただきました。私なりに表現をさせていただいたことは、例えば「子供の目線に合わせて」、さらには「障害者の立場に立って」と、こういう言葉を私たちも使ってまいりました。それと同様に、より市民の気持ちを理解し、より市民の立場になって市政を推進したいという気持ちからでございます。ただ、私は、市民の――昨日も申し上げましたが――代弁者であります議会、いわゆる議員の皆様の意見をお聞きすることがまず大事であるということは、これはもうどこに核を置くのかというのは、議会制民主主義の尊重の中で十分にこれは認識いたしております。

すということ、昨日ですか申し上げたと思います。これに合わせて、これまで比較的直接対話する機会が少なかった市民の皆様の声を幅広く聞くことによって、いや、そういう声を受けてそのままそれを生かすということではありません、あくまでも参考意見として聞くという立場に立つのですが、その要望を肌で感じたい、そして行政運営に当たりたいという考えもあります。この具体的なものといたしまして、議員御案内のとおり、七月二十三日から、私は市役所一階に市民ふれあい談話室を設置したいということをお願いをいたしております。私が地域に出向いて行って、また気軽に市民ふれあい懇談会ということも、開催をするということもお願いをいたしておりますし、現在のように地方自治体を取り巻く財政状況が非常に厳しい中で、議員御指摘のように多様化する市民ニーズに対して取捨選択をしていかなければならないという、そういう中では重々承知いたしておるわけですが、たとえ私は少数派の意見であっても、耳を傾けて何らかの形で市政運営に生かすことができるのではないかなという気持ちを持っております。だから、より多くの市民の期待にこたえ、納得していただけるような真の市民参加型の市政を推進したいということが本心でございます、どうぞその点を議員各位の御理解と御協力をお願いしたいということでございます。

○十八番（後藤健介君） よくわかりました。

さて、これは市長のお考えも十分わかった上で申し上げるのですが、より広い市民の目線を集めるためにはどうすればいいかということの一つの方法論でございますが、私は、まず千二百名の人員を誇る市内最大のシンクタンクである市役所の職員方の目線を感じていただきたい。この方々は専門家なのです、行政のプロなのです。ですから、この方々が、いろんな現場と自分の担当する現場・市民と直接当たって、いろんな要望を専門家の知識と目でもってつかんでおります。ですから、この声をいかに集約していくかが、市長初め部長であり三役の最大の仕事ではなからうかなと思う次第です。ですから、まず市職員の見線を考えていただきたいと。一つであります。

次は、準市の組織であります第三セクターがございますね。これは市の行政がやれないところをカバーしております。これも大事なやはり現地に密着した私は目線ではなからうかというふうに思います。

三番目は、自治会、自治委員という地域にびたっと密着した目線があるのです。この方々、だてに役職についておるのではなくて、やはり毎月毎月、自治会の運営委員会とかいろんなことをして自分の地域のいろんな目線を集め、声を集めてそれを集約しておるわけです。ですから、これも大事な目線かなと思います。

次は、民生委員とか各委員がおりますね、自治委員に準じた。この方々も、きょう随分いろんなやり取りの中で出てきましたが、やはり市の、行政の手から外れたところの恵まれない方の視線も、この方々が代弁しておるのです。

最後に、各種審議会とか委員がいっぱいいますね。これは、やはりその目線を感じるためにあるのですから、これもやはりスクラップ・アンド・ビルドしなければいけない審議会等もいっぱいありますが、これの再点検・再組織というものも大事なのではなからうかなと私は思うわけです。

さて、どうしても市長が直接出かけて行って意見を聞きますと、やはり惻隱の情といいますかね、人間の情は、特に浜田市長のように純粹で温かい心を持っておられる方は、ついついぱっと引かれるのですね。そうすると、それは往々にして陥っていくところは、大衆迎合主義であります。ポピュリズムというところに陥っていくわけです。これは、いや、おれは違うと言っても、過去、そういう政治スタンスをとられた政治家は、大体ポピュリズムに陥って、余り最期を全うしておりません。これは、ひとつ御注意いただきたいと思えます。

その一例として、昭和四十年代の初めに美濃部都政がありました。美濃部さんも同じように、都知事でありながら各地に出かけて都民の声を聞いていったのですね。そこで格好よく打ち上げた理論が、「橋の理論」であります。これはイタリアの政治学者が唱えた理論なのですがね、住民の一人が反対したら橋はかけないのだという格好のいいことを言った。これは都民には受けたのです。特に主婦層にもものすごく受けたのです。ですから、美濃部さんが三回も選挙に勝ったのですね。ところが、このために東京都の都市計画はめっちゃくちゃになりました。私も長く東京都に住んでおりまして、特に杉並区に住んでおりました。あそこには環状七号線、環状八号線が通っております。この環八は、完全に環状道路の役を果たしておりません。それから環七も要所要所でやっぱり整備されていなくて、今、石原都政は、これをどう通していくかということで、地下五十メートルの深々度に、ここは地上権が及ばないのだそうですね、ここに道路を通そうということまで考えております。このように市民の目線ということに流されると、よほど自分をびしっと持たないとこういうことになるのですね。これが非常に怖いのです。そしてこのような例は全国に枚挙にいとまがありません。

最後に申し上げたいのは、現実に存在する市民だけが目線の対象ではないということもお考えいただきたいと思えます。ここに、こういう小さな本があります。著者はエドモンド・パークという十八世紀のイギリスの政治学者であり、思想家であり、政治家であった人です。この方が、フランス革命についての小冊子を出した。この本は政治学を志す人は必ず読まなければいけないと言われていた本であります。この中で、この方は保守主義の原理を説いておりますが、エドモンド・パークはこういうことを言っておりますね。まず、政治家は、歴史にその行動の準拠を求めよと。歴史なのだと言っておるのですね、もう一つ目線を。ですから、別府が戦後どういう歴史でもってまちづくりをつくっていった、そして今がどうなったかということについては、市長の長い政治の、議員としての御経験

からやはり御自分でしっかり分析をされて、どのところに目線があるのかという、歴史での目線というのもひとつお忘れになってはいけないのではないかというふうに思います。

第一次大戦、第二次大戦において祖国イギリスを勝利に導いた大宰相であったチャーチルも申しております。より遠くの過去にさかのぼることのできる者が、より遠くの未来を見通せるのだと。ですから、やはり過去にさかのぼる人が、未来までを見通せるのだということであります。

現実の国民・市民は、その時、その時代の経済状況とか社会状況、その他条件により、その政治に望むところが変遷します。そして、その要望は複雑多岐であります。その一つ一つに対応しようとするれば、政治は迷走するわけでございます。二十一世紀初頭の別府市の市政のかじ取りをするには、過去、少なくとも昭和二十年以降の別府の歴史に一つの目線を求めるべきではないのかなと私は思います。これが、政治のリーダーに求められる最高の資質なのであります。御参考までに先輩に呈したいと思っております。

以上、何か市長ございましたら、どうぞ。

○市長（浜田 博君） 大変ありがたい御示唆・御指導をありがとうございました。私は、先ほど「市民の目線で」と言った中身は、私ひとりがすべて市民の目線でという気持ちではありません。まず、一番最初に言われた市の職員もそういう目線でというお話がありましたが、私は、市の職員はすばらしい集団だと思っておりますし、絶対的な信頼を置いています。皆さんに当初お願いしたのは、「顔は市民の方にしっかり向けてください。私には背中を見せてください。皆さんをしっかりと信頼して頑張っていたきたい、住民の目線に立って住民サービスに徹底してください」。

今、本当に二、三ですが、市民の皆さんからお手紙をいただきました。すぐこうして対応していただいて、こういう結果で、本当にありがとうございました。これが一つ二つではないのです。私は、そういうふうに市の職員は、第一線で外に出て頑張っていたいているというふうに、それは私はひとつうれしいなという響きをいただきましたし、これからやはり職員の皆さん方と、若い人たちとも議会終了後にはしっかり年代別に話し合いを持ちながら、皆さん方の政策・提言をどんどんいただいていきたいという気持ちは持っております。だから、私と一緒に市民の目線で皆さんの声を一緒に聞きましょうという体制づくりをしていきたいなというふうに思っておりますし、あと、外郭団体の問題、それから自治委員の皆さん、それから民生委員の皆さん、それこそ第一線で市民の皆さんと接しているわけですから、そういう方々の御指導もしっかりいただくということも当然でございます。

さらに、最後に言われたことに私も感動いたしました。別府市民だけが市民の目線ではありませんよと、対象は歴史に、そこに学びなさいという言葉だったと思っておりますが、きのう一例を申し上げましたが、別府をふるさとにしながら出て何十年も外にいるが、今度

は市長も変わった。衰退していく別府を見るに忍びなかった。何とか観光再生、もう一度ふるさとに帰りたい。そういう手紙をいただいたというお話をしました。私は、別府を愛する人たち、全国にたくさん出身者を含めてあると思います。だから別府市民だけではなく、そういう方々からもそういう目線でしっかりと御指導をいただきながら、別府市百年の大計に立って、これから別府がどう伸びていったいいのか、このことを皆さん方と相談をしながら進めていきたい。今後ともそういう意味で、これからの進むべき方向をぜひ御示唆・御指導のほどをよろしくお願い申し上げます。

○十八番（後藤健介君） ありがとうございます。終わります。

○議長（清成宣明君） お諮りいたします。

本日の一般質問はこの程度で打ち切り、あす定刻から一般質問を続行いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（清成宣明君） 御異議なしと認めます。

よって、本日の一般質問はこの程度で打ち切り、あす定刻から一般質問を続行いたします。

以上で、本日の議事は終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

午後四時五十七分 散会